

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（511）

2. 日時：令和5年5月9日 13時30分～15時50分  
16時05分～16時45分  
16時50分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、  
藤原主任安全審査官、大塚安全審査官、小野安全審査官、  
平本安全審査専門職

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他18名

原子力事業統括部 原子力安全・品質保証部長※、他19名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- (1) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7.1.8 格納容器バイパス（SAE718 r.9.0）
- (2) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 7.1.8 格納容器バイパス（SAE718-9 r.8.0）
- (3) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（有効性評価 7.1.8 格納容器バイパス）
- (4) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 7.1.8 格納容器バイパス
- (5) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7.3.1 想定事故1（SAE731 r.8.0）
- (6) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 7.3.1 想定事故1（SAE731-9 r.8.0）
- (7) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（有効性評価 7.3.1 想定事故1）
- (8) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 7.3.1 想定事故1

- (9) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 7.3.2 想定事故2 (SAE732 r. 8.0)
- (10) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価 比較表 7.3.2 想定事故2 (SAE732-9 r. 8.0)
- (11) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (有効性評価 7.3.2 想定事故2)
- (12) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 有効性評価 7.3.2 想定事故2
- (13) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 7.0)
- (14) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59 r. 8.0)
- (15) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 8.0)
- (16) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 7.0)
- (17) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r. 8.0)
- (18) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 8.0)
- (19) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等)
- (20) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)
- (21) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等
- (22) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備
- (23) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について 第59条 /1.16 原子炉制御室(審査会合における指摘事項回答)
- (24) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 9.0)
- (25) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 9.0)

- 0)
- (26) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第26条 原子炉制御室等)
  - (27) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト  
第26条 原子炉制御室等
  - (28) 泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について (添五 r. 6. 0)
  - (29) 泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について 比較表 (添五-9 r. 6. 0)
  - (30) 泊発電所3号炉 原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合状況について並びに発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書の記載方針及び記載内容について
  - (31) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (添付書類五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書)
  - (32) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 添付書類五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書
  - (33) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価「崩壊熱除去機能喪失」「全交流動力電源喪失」「原子炉冷却材の流出」「反応度の誤投入」
  - (34) 泊発電所3号炉 重大事故等対策の有効性評価「想定事故1」「想定事故2」「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映について」(使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策について)(審査会合における指摘事項回答)
  - (35) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110 r. 6. 0)
  - (36) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】(SA53 r. 5. 0)
  - (37) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 53条 (SA53H r. 5. 0)
  - (38) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等 (SAT110-9 r. 6. 0)

- (39) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 53条(SA53-9 r. 5. 0)
- (40) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 53条(SA53H-9 r. 5. 0)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	規制庁オオツカです。それでは北海道電力泊発電所3号炉の設置変更許可申請の、
0:00:12	添付5、原子炉制御室等、あとSA設備手順と有効性評価に係るヒアリングを開始したいと思います。それではまず添付5からということで、
0:00:23	事業者の方から説明をお願いします。
0:00:27	はい。北海道電力の小林と申します。本日添付のヒアリングということで、4月21日に引き続き2回目のヒアリングということでご説明いたします。資料につきましては、資料9-2の比較表を
0:00:40	ご覧いただきまして、それと併せまして、前回のヒアリング、
0:00:44	コメントに対する回答、資料9-4のコメント回答リスト。
0:00:48	を用いてご説明したいと思っておりますが、この進め方でよろしいでしょうか。
0:00:53	はい、では、早速、資料9-4の※ヒアリングコメント回答リストその1ということで、コメント内容は、管理責任者が社長によるマネジメントレビューのアウトプット、関与し、状況を確認していることは分かるよう整理して説明すること。
0:01:08	ということで、こちらにつきましては、比較表の添付5-9ページご覧ください。
0:01:18	こちらの泊3号炉の下の黄色でハッチングしているところですがけれどもこちらは前回マネジメントレビューの
0:01:25	インプットに基づく管理責任者の指示事項というふうに記載しておりました。こちらについては、女川との差異でしたけれども、当社といたしましても、マネジメントマネージメントレビューのアウトプットに基づいて、
0:01:38	管理責任者の指示事項も発生しておりますので、こちらは女川の記載に合わせまして、マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合と、
0:01:48	いうふうに記載を適正化いたしました。
0:01:51	同じ記載が添付5-10ページもありますので、同様の変更を行っております。で、
0:01:58	前回のヒアリングでご説明した内容につきましては回答の概要に記載しております。
0:02:03	コメントの1点目については以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:08	引き続き 2 点目の、
0:02:11	コメント回答に移らさせていただきます。
0:02:14	2 点目が品質保証活動を定めた品質マニュアルが 4 種類あるのに対して、
0:02:19	9 ページの原子力事業統括部長が確認する文書は 2 種類であることについて、原子力事業統括部長が確認しない文章 2 種類の扱いを整理して、
0:02:30	説明することということで、
0:02:33	具体的にどういうコメントだったかといいますと、本日の添付比較表の添付 5-7 ページ、
0:02:39	失礼いたします添付 5-8 ページ。
0:02:44	の (4) の泊さんの (4) 品質保証活動というところに、赤字で社員になっておるんですけども、女川では品質マニュアルとして、
0:02:54	保安規定の三条と原子力品質保証規定というのが二つ書いてありますと、一方で、泊 3 号炉では、
0:03:02	保安規定と総合品質保証規程とそれに加えて日本原子力品質保証計画書及び、
0:03:08	友達に新装計画書と書いてありますと、これを受けまして、
0:03:13	比較表の添付 5-10 ページをご覧ください。
0:03:19	先ほどのところで、品質マニュアルって何種類あるのということで、女川 2 種類で、泊は 3 種類、よ失礼しました 4 種類あると書いてました。ここで、
0:03:28	添付 5-10 ページで、
0:03:31	女川の記載ですと、
0:03:32	原子力本部長は、実施部門の管理責任者として、
0:03:37	各室部所に共通する事項である、品質マニュアルの改定に関する確認というふうに書いておりました。で、
0:03:44	前回の泊の記載ですと、
0:03:46	上から、
0:03:48	4 行目ですね、各部署に共通する事項である、品質マネジメントシステム計画及び原子力総合品質保証規程の改定に関する確認ということで、
0:03:58	差異がありました。これにつきまして、コメントをいただいたものです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:03	こちらにつきましては、
0:04:04	前回のヒアリングでご説明したように、当社の場合、品質までオノ中でも、2種類、上下関係がありまして、社長と管理責任者が定めるものと、
0:04:16	原子力部長と。
0:04:18	泊発電所長が定めるものがあるということでこちらについての記載を適正化を行っております、回答概要といたしましては、
0:04:26	品質マニュアル内の条件下に基づいて、管理責任者の確認対象を定めているので、
0:04:32	品質マネジメントシステム計画及び原子力品質保証規程が、
0:04:36	原子力品質保証計画書及び泊発電所品質保証計画書の上位の規定であるということを記載いたしました。こちらが、
0:04:46	今ご説明している比較表の添付5-10ページの、
0:04:49	1行目から3行目になります。ここで、何で2本しか書いてないのというところで、品質マニュアルの中に、条件、上下関係があるので、
0:04:58	原子力事業統括部長が確認すべき品質マニュアル、
0:05:02	であるこの2本を、
0:05:03	確認するんですよという記載にいたしました。
0:05:06	で、
0:05:07	コメント回答リストに行きまして、ではどういうことになってるかということ、二つ目のパラグラフで書いてございます。
0:05:15	一部説明が繰り返しになってしまうんですけども、品質マネジメントシステム計画及び原子力総合品質保証規定というのが、社長及び管理責任者が行う事項を定めて、
0:05:25	原子力品質保証計画書及び泊発電所品質保証計画書が各部所長が行う事項を定めると。
0:05:33	いうものになっております。そのため、
0:05:35	品質マネジメントシステム計画及び原子力総合品質保証規定は、管理責任者が確認の上、社長が制定するということで添付5にはこの2本のマニュアルが記載してございました。で、また、
0:05:47	原子力品質保証計画書は、原子力安全品質保証部長が、また、
0:05:52	泊発電所品質保証計画書というのは、泊発電所長が制定すると。
0:05:57	いうことになってございます。ですので、
0:05:59	当該箇所というのは、管理責任者が確認する品様に記載すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:04	ということなので、品質マネジメントシステム計画及び原子力総合品質保証規程が、
0:06:11	もう、
0:06:13	もう日本原子力品質保証計画書と泊発電所品質保証計画書上位の規定である。
0:06:18	ということを記載いたしました、
0:06:20	添付5に記載を追記いたしました。また、こちらの内容については、そういう理由に追記いたしております。
0:06:28	ご説明は以上になります。
0:06:33	続きましてコメントNo. 。
0:06:36	続きましてコメントナンバー3番と4番につきまして北海道電力林より説明させていただきます。まずコメントNo. の3番です。
0:06:46	島根2号炉さんの1F事故を踏まえた活動の強化に該当する記載箇所について、泊3号機においても、同じような記載であれば、どのように記載すべきか整理して説明することと、
0:06:59	ということでコメントいただいております。回答になりますけれども、前回のヒアリングの中でも、口頭で回答させていただいております通り、当社の設置許可添付書類5に記載しております組織の
0:07:11	強化に関する事例につきましても、福島を踏まえた体制の強化に該当するものになりますので、資料中に、福島を踏まえた体制強化ですということを明記するよう資料を修正しております。
0:07:27	コメント3番についての説明は以上です。
0:07:29	続いて、4番の説明に参ります。
0:07:32	4番は、原子炉容器格納容器ベント装置の設置の記載について実際には設置しておらず検討のみであれば、あるならば、どのように記載をすべきか改めて整理して説明することと、
0:07:45	いうコメントをいただいております。こちらにつきましても、ご指摘の通り、工事をまだ実施していない事例について記載することは不適切というふうに判断いたしまして、
0:07:57	実際に工場実施済みの事例といたしまして、
0:08:02	代替注水設備の設置及び、失礼しました。もともと記載していた代替注水設備の設置等、格納容器ベント装置の設置については検討のみだったということで削除しまして、代わりに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:16	工事を完了している事例として、辻直接給水注水ポンプの設置というものを記載することに変えさせていただきました。コメント回答については以上になります。
0:08:28	で、資料9の5番で記載適正化リストというものを出しているんですけども、基本的には記載の適正化ということで、説明は割愛したいんですけども、
0:08:38	補足をしたい事項が2点だけございます。1点目が、ナンバー6番、
0:08:44	の事項になりまして、修正内容といたしましては原子炉熱出力の記載について、
0:08:52	先行PWR記載を参照試薬を削除しましたという記載の修正になっておりまして、これ前回のヒアリングの中で、
0:09:01	BWRと違って泊和訳がついているというところで、ご指摘いただいたところにつきまして前回のヒアリングの中では、先行PWRですとか、
0:09:12	泊12の既許可の記載を参照して、投薬をつけたままでいきますということで回答していたんですけども、
0:09:22	ヒアリングに改めて社内で検討した結果、こちらの熱出力の記載につきましては、BWRさんの記載を参照して薬を削除した記載とすることが適切というふうに、
0:09:35	確認いたしましたので、こちらを英訳を削除することで修正させていただいておりますので訂正して説明させていただきました。
0:09:43	No.6は以上です。
0:09:47	北海道電力の小林です。私の方からも、10番と11番について補足いたしますこちらは、
0:09:54	意味は一緒ですけども、女川や泊では、基本的に品質管理グレードに従いというふうに記載をしておるんですけども、1ヶ所、
0:10:01	グレード分けに従いと記載がございましたのでこちらは、
0:10:05	他の記載に合わせて、品質彼品質管理グレードに従いということで、合わせ込みを行っております。以上です。
0:10:18	規制庁オオツカです。ご説明ありがとうございました。それでは確認に入りたいと思います。
0:10:24	私からは1点だけなんですけども、
0:10:27	前回確認させていただいたところで、比較表の
0:10:31	添5-57ページお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:40	ソフトウェアを活用した教育訓練の記載のところで黄色ハッチングで修正していただいたところで、当間校分としては合ってくるかなと思ってるんですけど。
0:10:51	ちょっと事実確認だけさせていただきたいんですが、センコーの方では、
0:10:56	例えば女川だと、
0:10:59	起動運転停止等の通常時及びっていう記載があるんですけど、泊の場合は、通常Gの、
0:11:08	プラント挙動っていうのはソフトウェアの方では確認できないような仕様なんでしょうか。
0:11:18	北海道電力の林です。そちらこちら、泊の仕様では、通常時の挙動は確認できないものになっております。
0:11:28	規制庁大塚です。承知しました。ちょっとどう、どこが先行と違うのかがわかるように、そういう理由のほうに記載していただいてもよろしいでしょうか。
0:11:38	北海道電力の林です。かしこまりましたそういう理由の方に、先行との違いについて記載を拡充させていただきます。
0:11:47	はい。規制庁大塚です。私からは以上ですか他にありますか。お願いします。
0:11:53	規制庁の片桐ですのところなんですけど
0:11:57	もう1個の手順の技術的能力の1.0の方を見ると自社シミュレーター等マップの可視化画面っていう話がここで書いてあって、
0:12:07	ここで書いてあるそのパソコン上で確認できるソフトウェアっていうとそのマークの可視化画面を、
0:12:14	指しているっていうような理解でよろしいでしょうか。
0:12:25	北海道電力の林飯塚のMAAPの可視化下画面のを意図してこちら記載しております。
0:12:31	規制庁カトウ技術了解しましたで、
0:12:35	センコー島根女川パソコンで確認できる新プラントシミュレーターって書いてあってそれとはものが違うっていうことなんですか。
0:12:55	北海道電力のハヤシ、
0:12:58	ちょっと細かく実際変更さんのソフトシミュレーターと呼ばれているもののちょっと仕様まですいません確認を読んでいなかったんですけども、こちらの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:10	日本語の記載を読んでいる限りは泊で使用しているものは、
0:13:15	シミュレーションしているというよりは、本当に
0:13:19	MAAPで解析済みのものを、
0:13:22	この条件のときどうだったかっていうのを条件を設定するとその結果がダーッと出てくるっていうようなそういった仕様になっていて、本当にまさに可視化して、過去のシミュレーション結果下、見ることができるっていうようなそういった仕様になっていて、
0:13:37	電工さんの記載を読んでいるとそれ、通常運転時の挙動が見れることも含めてそれ以上の仕様を有しているというふうに、
0:13:48	日本語から判断してこちらはこのような記載にしていたものです。
0:13:53	規制庁ができてるかしましても確認できたらどんなものを使ってるのかとか
0:13:59	泊と違うのかどうかみたいなのところをもし、そういう理由のところを追記できるのであればちょっとお願いしたいと思います。
0:14:06	北海道電力の林です。かしこまりました。先行の事例もう少し細かく確認させていただきます。規制庁の磯私から以上です。
0:14:15	はい。他ありますでしょうか。
0:14:21	ウェブで出席の方からは、何かありますでしょうか。
0:14:26	宮森ですけど意見いいですか。お願いします。
0:14:30	回答でもらってる店舗後の比較表の10ページのところの例の
0:14:37	品質マニュアルのところの記載なんですけど中身はちょっと私も理解してるんですけど、
0:14:43	泊の場合は品質マニュアルとして4種、4、書類書医師4規定を位置付けていて、そのうちの2規定は、統括部長がやられてると。
0:14:54	で、これ、残りの2規定なんですけどかぶって表現してるのか上位下位になるのかちょっとよくわかんないんですけど
0:15:02	ここその二つの文書の管理っていうのは、
0:15:07	結局誰がやってるんでしたっけ。
0:15:14	北海道電力の小林です。株の2本につきましては、
0:15:18	原子力品質保証計画書につきましては原子力安全品質保証部長、
0:15:23	行いまして、
0:15:25	泊発電所品質保証計画につきましては、泊発電所長が、
0:15:29	決裁するというものになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:32	お答えになっておりますでしょうか。
0:15:34	それでね、それを理解しましたんで、それに対して、統括部長ってというのは、全く確認も何もしないってことなんすかね。要は
0:15:44	実際の運用はそれぞれの部署でやるんだと思うんで発電所であれば発電所長やってると思うんだけど、
0:15:53	実施部門の責任者として、要はマニュアルの確認というのがあるので、そうすると、そもそも4、4資料を品質マニュアルとして定めてるんだけど、
0:16:03	西2Fた残りの二つの文章ってというのは、
0:16:08	結局統括部長はまるでタッチしてないのが、一応最終的な承認じゃないけど確認行為は、統括部長がやられるかどっちなんでしたっけ。
0:16:20	北海道電力の小林です。こちらの、
0:16:24	統括部長確認、失礼しました原子力事業統括部確認してるものは、決裁としたら、各日本は確認してないんですけども、下部日本に記載されております。組織に対する要求事項ですとか、責任とか権限、そういうものにつきましては、
0:16:38	上部の規定である原子力総合、
0:16:41	品質保証計画書と、
0:16:43	同じ要求事項を記載しておりますので、どちらかという品質マニュアルとしてるんですけども、
0:16:51	会議といったらよろしいというこの2本についてはより具体的な各
0:16:55	グループリーダーだったり各課長の業務をよりブレイクダウンして記載してると、ということなので、要求事項につきましては、統括。
0:17:02	原子力事業統括部長も当然確認しております。
0:17:06	以上です。
0:17:09	ミヤモトばかりえとですなこの考え方ってというのは、少しちょっともう少し工夫した方がいいかなと思っているんですけど要はその
0:17:19	これって品質マニュアルを誰が確認してるのかっていうところで先行2社は当然品質マニュアルについては、管理責任者が統括部長なり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:29	本部長が確認してますよっていう整理になっていて、菅管理しないものは書かなくていいというよりは品質マニュアルで定めたものをどう確認していますかって多分話になるので、要は、
0:17:43	書類はこれでいいと思うんだけど、他って他のに書類は書いて表現していいのかより具体的に記載したものでっていうのがそれぞれの発電所なり
0:17:53	本店にアノがやってることに対しての統括部長の関わりっていうのは、この下に記載しとかなないとバランスが悪いんじゃないかなと思うんですけど。
0:18:09	北海道電力の小林です。ありがとうございます。今、
0:18:13	ご指摘いただいた点につきましては、この上位の規定であるというのを記載するよりは、この原子力事業統括部長はの下にそれぞれ、
0:18:23	この計画書を書いてそれは、
0:18:25	上位の規定の要求事項を受けてというような記載を、添付のほ記載として、
0:18:31	検討した方がよろしいのではないかなというようなアドバイスをいうふうにとめたんですけども、
0:18:36	ご指摘と受けとめたんですけども、よろしいでしょうか、正しいでしょうか。そういう認識です要はですね、初めに4文書を本文で記載しているので、
0:18:47	それは多分その保安規定の三条にも記載しているのでそれを変わるってことは多分できないっていうかできる前提でやる前提にはななくて、先行に比べて品質マニュアルっていうのが本数があんま多いっていうだけの違いなんだけとそうすると、
0:19:01	業務分掌の、要はしっかりした品質保証活動としての技術統括部長の管理責任者としての行為が明確に書かれなきゃいけないので、
0:19:11	その分は品質マニュアルの残りの2文書もここに書いとかない書き方がちょっと変わるかもしれませんが書かないと、バランスが悪いんじゃないかなと思うところなので今多分認識されたのと私の言ってることは同じかなと思います。
0:19:30	北海道電力の小林です。
0:19:32	今ご指摘ありましたように、今、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:35	期待しておらない原子力品質保証計画書、及び、泊発電所の品質保証計画書についても、品質マニュアルの要求事項を受けた上で、
0:19:43	しかるべき者が確認してるという記載を検討したいと思います。
0:19:48	以上です。
0:19:50	はい。私ども、
0:19:57	私の方は以上です。
0:20:01	はい。規制庁大塚です。
0:20:04	お願いします。
0:20:06	規制庁の秋本です。
0:20:09	2点だけちょっと確認だけなんですけど、
0:20:12	点、比較表のテンゴウ 38 ページで、
0:20:17	黄色ハッチで変わってくる場所蒸気発生器直接給水用高圧ポンプっていうのは、
0:20:25	設備名称じゃない。
0:20:27	くて、
0:20:28	何ていうんでしょう
0:20:30	一般的に書く。
0:20:33	から、ここはSG。
0:20:35	じゃない。
0:20:37	ていうふうにしたっていう理解でいいですか。
0:20:41	北海道電力の林です。ご認識の通りです。
0:20:52	規制庁アキモトですわかりましたであと添5-60。
0:20:57	62 ですね。
0:20:59	12 ページで、
0:21:02	こういう書き方をしてるかどうかの確認だけなんですけど。
0:21:06	早期に真ん中ぐらいで早期に非常召集が可能なエリア、共和町、
0:21:12	藤圏内、
0:21:15	県内っていう言い方って何かあれですか、先行プラントで使ってる例があるとかそういう感じですか。
0:21:40	すみませんちょっとお時間ください。
0:21:53	規制庁脇本です何となく女川島根見てたら結構限定っていうか、ちゃんとわかるように、
0:22:00	書いてるなと思って県内って。
0:22:03	結構広くなっちゃうのがちょっとよくわかんなくて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:09	いう疑問です。
0:22:16	北海道電力の話です。ちょっと先行の記載例につきましては、
0:22:24	確認の上ご回答することはもちろんなんですけれども、いずれにしても、BWRさんの記載と比べた時に、泊についてももう少し具体的に書けるのではないかというご指摘について今、
0:22:37	ご指摘の通りだというふうに考えますので、記載工事具体的にできる方向で検討したいと思います。
0:22:48	規制庁秋本です別にあれですどうあるべきってというのは、特段ないんですけど、県内ってというのは、何かあれなんですか、限定できてる感じなんすか協和町とか何かか。
0:22:59	数えられるぐらいとかそんな感じなんですか。
0:23:04	北海道電力の廃止。理解
0:23:07	泊発電所に従事している者からすると、今4カ町村といいますか、エリアのことを指しているということで、共通認識がある言葉ではあるんですけども、ただ、
0:23:20	ちょっとそれは、書類、申請書類として、明確にエリアを限定できてると言われると、そうではないかなというふうに今、ご指摘踏まえて思っているところですので、
0:23:32	よりよい記載をちょっと考えさせていただきたいと思います。
0:23:41	規制庁オオツカですほか、
0:23:43	よろしければ、事業者の方から何か追加の説明や、聞いておきたいこと等ありますでしょうか。
0:24:11	北海道電力の藤田です。特にございません。
0:24:16	はい規制庁オオツカで承知しました。それでは添付5についてはこれで終わりにしたいと思います。
0:24:37	規制庁オオツカでそれでは続いて中操に入りたいと思いますがちょっと出席者の入れ替えをしますので、準備ができ次第開始したいと思います。
0:26:37	北海道電力の須川です。それでは続きまして26条、
0:26:42	原子炉制御室等の方に移らせていただきます。
0:26:47	まず、
0:26:51	資料8-3。
0:26:53	コメント回答リストの方からご説明させていただきます。
0:26:58	資料8-3 コメント回答リストのナンバー10

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:02	につきまして地すべりがある。島根は、地すべりの範囲や、写真を、
0:27:09	掲載してることから、同等の情報量の資料とすること。
0:27:14	本件につきまして資料を用いてご説明させていただきます。
0:27:19	資料 8-1
0:27:22	まとめ資料本体の 26 条、
0:27:27	別添 1-18 を、
0:27:30	ご覧ください。
0:27:39	よろしいですかね。
0:27:42	こちら次条改称しまして、地すべり、土石流及び急傾斜地崩壊の発生範囲を示す図
0:27:53	及びこれらに対する設計方針を記載いたしました。
0:27:58	まず、地すべり、土石流危険区域、及び急傾斜地崩壊危険箇所の発生範囲としましては、
0:28:08	発電所の東西に示す範囲となっております。
0:28:13	このうち、発電所東側の地すべり地形、黄色で示している箇所と、西側の急傾斜地崩壊危険箇所。
0:28:23	緑色の範囲です。
0:28:25	に青色で青野。
0:28:29	青丸で示しております。
0:28:32	モニタリングポストがセ設置されておりますが、
0:28:36	モニタリングポストへの影響については、地すべり急傾斜地崩壊の誘因となります。地震の状況を公的機関等からの情報で監視するとともに、
0:28:48	影響を受けたモニタリングポストからの異常警報
0:28:52	電源異常であったり指示診断に伴う警報にて機能喪失を検知、
0:28:59	可能でありまして、
0:29:00	それをもって地すべり急傾斜地崩壊を推測し、代替設備による機能確保、もしくは修復等の対応が可能でありますので、
0:29:12	カメラ監視は不要としております。
0:29:17	コメント回答としては以上に、
0:29:19	なります。
0:29:26	同電力の芳野でございます。引き続き 26 条関連で 7 月 13 日の審査会合です、いただいたコメント 1 件を、
0:29:36	26 条のまとめ資料別添の方に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:29:41	地域した、反映した箇所がございますのでちょっとご説明をさせていただきます。資料の方ですが、資料の 8-4、
0:29:51	記載適正化リストの方とご覧いただきたいと思いますページにつきましては、
0:29:56	13 分の 11 ページ。
0:30:00	の、ここ 50、No.の 56、57 左側のNo.の 5657 番になってございます。こちらの審査会合で、
0:30:11	いただいたコメントでいたしましたは、表の中です、中央制御室に配備している、配備する館型照明の概要を記載している表がございますが、
0:30:22	そちらの方に注釈を追記して、重大事故等対象設備及び資機材を明確化することというコメントをいただきましてその明確化を行っております。
0:30:33	その反映内容のご説明ですけれども資料といたしましては、
0:30:39	まとめ資料本体の方です、資料の 8-1。
0:30:43	資料の 8-1 をちょっとご覧いただきたいと思うんですけどもそちらの下ページの、26 条の別添 1 の、
0:30:53	46
0:30:55	46 ページをご覧いただきたいと思います。
0:30:58	こちらの表の方です、表 2.5-2 ということで中央制御室に配備する館型照明の概要を示しておりますけれども、
0:31:08	その中の複数の照明設備、記載しておりますけれども、この表の下のところの黄色ハッチしている部分になりますが、注釈という注釈で、
0:31:20	表中の間型照明括弧エッセイは重大事故等対処設備として位置付け、その他の管型照明は資機材として備えるということで、位置付けを明確化させていただきました。
0:31:34	ご説明は 26 条のご説明といたしましては以上でございます。
0:31:43	規制庁大塚です。ご説明ありがとうございました。
0:31:48	まず 26 条側で何かコメントある方いらっしゃいますでしょうか。
0:31:57	宮本さんよろしいですか。
0:32:01	宮尾ですけど。
0:32:03	地すべりのところで言われてることは理解してるんですけど、
0:32:08	これ悲しい鳥栖散乱票の 26 の別添の 1 の 19 の方に行って、
0:32:16	これ図つけてもらったんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	これから作る。
0:32:25	トンネルのところの方ですね。
0:32:29	左は右じゃなくて左側のところの、
0:32:32	急傾斜地危険箇所って、
0:32:35	ここは見なくていいんですけど。
0:32:48	北海道電力の菅原です。
0:32:51	左側の実線で示してる箇所につきましてですかね。
0:32:58	こちらにつきましては影響を受けるのがモニタリングポストのみということと、あとアクセス数構内の入港料としましてトンネルの付近ではあるんですけども、
0:33:09	こちらにつきましては守衛場の警備員が24時間、待機しておりますのでそちらの方でも、警備員の目視による
0:33:20	監視も可能であることから、カメラの監視は不要と考えております。
0:33:28	ミヤモトですけど、
0:33:30	これ、監視じゃつぶれちゃうんじゃないですかこれ、違うんですけど。
0:33:43	北海道電力の須原です。
0:33:47	守衛所自体、今日にも半良いもよると思うんですけども、感謝状が、方、
0:33:58	返した土砂によって影響を受ける。
0:34:01	ことにはなります。
0:34:09	さっきの、
0:34:12	監視カメラ目的っていうのは、
0:34:16	ここの比較表でいうと、
0:34:22	26-40でいいのかな、に書いてあるように、
0:34:29	要は想定される自然現象と、
0:34:34	把握すること或いは爾見監視カメラを設置すればそうなんですけど、想定される自然現象が、
0:34:44	あるんであればそれは一応見れるようには、
0:34:48	なっていないんですけどだけなんですけど、
0:34:56	北海道電力の菅原です。
0:34:58	泊においてJISベリー箇所を監視する必要性、目的は、モニタリングポストが損傷したことを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:10	把握して速やかに修理や台がにて機能回復を図ることであると 考えておりました、キック
0:35:20	といたしますかその損傷を把握する手段としては、公的機関による 地震の状況や、モニタリングポストからの異常警報を、
0:35:29	十分検知可能。
0:35:31	なるほど。
0:35:32	また当該河床は3号炉から十分離隔がある場所でありますので、 目3号炉の安全性を
0:35:41	安全性にも影響を与えない箇所であることから、カメラ不要と考 えているものでございます。
0:35:51	ミヤモトですけど、ちょっとね六条の話と、26条の話がちょっと ごっちゃになって説明されてるような気がしていて、
0:36:00	六条は当然、安全機能の中で、クラスクラスとかそういうの分け て外部事象防護対象設備になってるので、それを守らなくても代 替措置があるから、そこは守る必要はないというかそういうふう な整理をしていると。
0:36:16	いうのは理解はしています。で、一方26条というのは想定される 外部事象運動が、カメラで見れますかっていうことに対して、
0:36:26	要はどう、どうするんですかっていう説明になってないといけな くてですね、それが今の説明と合致してるのかなと思ってるん ですけどそこって整理されてます。
0:36:40	はい。60をカバーでその地すべりの影響、
0:36:44	受けルウのがモニタリングポストを、
0:36:46	のみでありまして、そのモニタリングポスト自体は、外部事象防 護対象施設外ですので、六条側では速やかに代替。
0:36:56	所長を行うもしくは修理を行うという整理をなってます、26条 側では、すん。
0:37:04	モニタリングポストへの影響を、
0:37:06	検知して代替なり、修理への速やかな対応ができるかどうか いうところが、
0:37:13	カメラ監視がなければできないものなのか、代替で監視できるも のののかっていうことを考えてまして。
0:37:21	カメラ監視でなくても、他の代替店半紙によって、判断ができる ものと、
0:37:31	整理しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:35	ミヤモトですけど、
0:37:37	多分ね今は説明されてるのは、半分当たったという、言われてることは理解しているので半分言われてることが少し六条に引っ張られていいるような気がして、
0:37:48	26-5 ページ見てもらおうとこれ追加事項って書かれていて、
0:37:52	基本的には、
0:37:56	外の状況を把握する設備を譲るよう
0:38:00	想定される外部、外部の状況が把握できる制御室側にカメラを設置しなさいよってという話になっなるのに対して、
0:38:10	地すべりはじゃあどうなんですかという話になってくるんだけど、それに対して、要は全く例えば右側全く、
0:38:22	影響がないので、堀株川というのが堀株なのかねアノ地区の方は全く遠いところなんでいいんですけど、
0:38:31	じゃあ今度作るトンネルのところはっていうと、
0:38:35	藤家か遠く近くはないんで3号炉に比べれば遠くはない近くはないんだけど、近くには3号機の発電用原子炉設備って呼べるものは、
0:38:46	多分基本的にはない。
0:38:49	今言われてるように、別の手段でそれを把握することができるので、カメラの監視がなくてもいけるでしょうと。で、
0:39:00	今言われている単位って、今、新しく設置したカメラで本当に見れないのかっていうと、見れるんじゃない全然見えないんですけど山がね裏側になるから全く見えないんですけど。
0:39:17	北海道電力の須原です。この左側のチャンスと呼んでいる場所なんですけども、ちょうど何。
0:39:25	岡三田区なっております、構内からは岡の部分を超えて、敷地、
0:39:34	緑色で示す範囲は、
0:39:37	菅氏が、
0:39:40	届いていないという、
0:39:43	状況に、
0:39:45	なっております。
0:39:51	変わりましたが、ちょっとね、
0:39:55	どうぞ。
0:40:00	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:01	トンネル案だけ作るのにこれ地すべり、本当。
0:40:07	日本だけ作るのにこれです。
0:40:26	ミヤモトですいませんちょっとあれ、ちょっと言い方がええと、この
0:40:31	トンネルを作るところの守衛所がある辺りってというのは、
0:40:36	トンネルをこれから作ろうとされてると。
0:40:40	言うと思うんだけど、
0:40:42	ここは地すべりで落ちてはこないんですけどって言われます。
0:40:51	北海道電力の菅原です。
0:40:54	ちょうどこの緑色の示してる場所の中間に、
0:40:59	薄くトンネル箇所が示しておりますが、
0:41:04	このトンネルの両サイドが、地すべりの影響、地すべりというか急傾斜地崩壊が起きる可能性がある箇所と、
0:41:12	なっておりますので、トンネルについては影響がないものと、
0:41:16	認識しております。
0:41:22	トンネルには影響がないっていう場所だということですねはい。わかりちょっと表現だけの問題ですけど言わんとしてることは大体理解はしました言われてるように距離が遠いっていうのは、
0:41:35	いいのかなと思いますので、あと先ほど言われたように代替での通報なり連絡で、把握ができるっていうことが
0:41:45	これはどっか書いてあるんですけど。
0:41:51	北海道電力の須川です。
0:41:54	本体の別添 1-18 の
0:41:58	資料上に、ポストがあるんですけども、工程期間と、ポストからの警報で発生し、代替設備、代替監視が可能であるという旨を記載しております。
0:42:16	あえて規制庁ミヤグス I 分かれ道とりあえず私の方でちょっと条文上の整理のところが気になるので自分でも一応確認しますがはい。現状ははい、了解しました。
0:42:31	規制庁オオツカです。26 条側で他よろしいでしょうか。
0:42:36	はい、よろしければ次 S A 側の説明をお願いします。
0:42:44	北海道電力夏井でございます。技術的能力 1.16 についてご説明させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:51	本日のご説明の流れですけども、初めに4月13日の第1135回審査会合における指摘事項回答、前回ヒアリングコメント回答につきまして、
0:43:03	資料7-11と資料7-7。
0:43:06	のヒアリングコメント回答リストにてご説明させていただきます。次に、資料7-9の記載適正化箇所リストの通り、資料全体の適正化を実施してございますので、そちらについてご説明させていただきます。
0:43:21	それでは資料7-11、パワポ資料右上1ページ、お願いいたします。
0:43:34	4月13日の審査会合におきましてBRイワサキダンパの開操作で、ユニハンドラ装置を用いることについて操作の成立性や、設置許可基準規則等への適合方針を説明するようご指摘をいただいております。
0:43:49	こちらでございますが、ABアニュラス排気ダンパの操作について、さらなる被ばく低減と運用性向上を図ること、また先行審査実績反映の観点から、窒素ガスボンベにより開操作する方針へ変更することといたします。
0:44:06	右上2ページをお願いいたします。
0:44:10	B案には佐伯ダンパの操作方法は変更になりますけども、本操作に用いる設備につきましては、設置許可基準規則第43条の適合方針を確認するとともに、
0:44:21	59条と技術的能力1.16の要求事項について、満足する設計としてございます。
0:44:28	右上、3ページをお願いいたします。
0:44:35	こちらの図、修正後の欄の青破線枠になりますけども、
0:44:41	こちらの方に窒素ガスボンベからBIには佐伯ダンパへの窒素供給ラインを追設し、全交流動力電源または直流電源喪失時において、
0:44:52	当該ダンパへ窒素供給することで開操作いたします。
0:44:56	また、作業想定時間20分としてございます。Finance空気浄化設備の系統構成に要する時間ですが、実時間は茂木により確認した結果、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:07	17分かかっていたところ 15分に短縮されるすす短縮される見通しとなつてございますので、さらなる被ばく低減が図れるものと考えてございます。
0:45:18	あと、資料に一部不備がございまして、この3ページ、今ご覧いただいてる3ページになりますけども、見左上の欄、
0:45:29	審査会合を回数が第1185回となつてございますが、正しくは1135回となりますので、こちら次回修正させていただきます。
0:45:40	また、右上1ページ2ページの指摘事項欄になりますけども、
0:45:45	こちら、
0:45:47	指摘事項のID番号を記載してございませんでしたので、これにつきましても反映して、次回資料提出時に修正して提出させていただきます。
0:45:59	大変申し訳ございませんでした。
0:46:02	続きまして、資料7-7、ヒアリングコメント回答リストになりますが、
0:46:08	裏面、ナンバー5をお願いいたします。
0:46:16	前回のヒアリングにおきまして印ハンドラ装置の位置付けについて手順等を含めた記載を検討し説明するようコメントをいただいております。
0:46:25	こちらにつきましては、ただいまご説明した通り、窒素ガスボンベによる開操作に変更いたしますので、まとめ資料全般を修正してございます。
0:46:36	続きまして資料適正化箇所リストについてご説明させていただきます。
0:46:43	資料7-9をお願いいたします。
0:46:50	こちら、1ページのナンバー2と、一番最後の18ページのナンバー64のご説明になります。
0:46:59	資料7-4の比較表を取りまとめた資料の3ページ、こちらについてもお願いいたします。
0:47:08	こちらについて弊社小松よりご説明させていただきます。
0:47:15	北海道電力小松でございます。資料7-9の記載適正化リストナンバーツ取りまとめた資料の3ページ目の記載についてご説明いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:27	衛藤設備の相違の(3)についてだったんですが、4月14日の技術的能力の1.10のヒアリングの際に、泊のアニュラス空気浄化設備の系統構成において閉処置を実施する。
0:47:42	試料採取室排気隔離ダンパについて閉処置が必要な理由を記載充実させるようにと、コメントをいただいております。それで試料採取室排気各ダンパがクドウ験喪失時開となる設計である旨を記載いたしまして、
0:48:01	現場で併設する内容を追加追記するとともに、操作の容易性とあと作業環境に対する成立性がある旨を記載し、充実化を図ってございます。
0:48:14	それで最後に添付資料の1.16、12の(2)参照と記載しているんですが、
0:48:21	比較表の
0:48:25	すみません、148ページ、149ページをお願いいたします。
0:48:36	よろしいでしょうか。こちらの資料につきましては、参考資料として作成したものになりますが、
0:48:47	現場で閉承知する資料歳出歳出排気隔離ダンパと、窒素ガスポンベにより開操作いたしますニュアンスの排気ダンパーについて詳細なダンパの位置を図に示してございます。
0:49:02	図1の方ですがこちらが資料最終室排気隔離ダンパが設置されている場所になりまして、
0:49:10	原子炉補助建屋40.3メートルにあることを示してございます。
0:49:18	作業の容易性についてはダンパの閉処置作業ということで当社及び先行他社でも採用しているMCRのダンパの閉処置と、作業については同様でございまして、
0:49:31	現場での閉止措置がこちらは可能となっております。
0:49:35	一方で冒頭で夏井から説明しておりますがアニュラスの排気ダンパー、こちらについては、図に、149ページですね。
0:49:46	図2の方をご覧ください。
0:49:49	アニュラス排気ダンパの設置場所については、重大事故等発生した際に現場が高線量になる可能性のあるエリアに設置されておりまして、アクセスのできない可能性があるエリアに設置されてございます。
0:50:06	それで、当初はユニハンドラ装置による遠隔手動操作を計画で実施。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:50:13	開処置を実施する方針でしたが、今回窒素ガスボンベによる開操作を実施する方針へと変更したということになってございます。
0:50:23	で、図1の方なんですけどちょっと見にくくて申し訳ないんですが青い点で示している、原子炉建屋40.3メートル、こちらが、
0:50:35	アニュラス全量排気弁、
0:50:40	の可搬型ガスボンベが設置されているエリアと、あとマニュアル排気ダンパの系統構成を実施する点を示してございまして、こちらでの作業となります。
0:50:51	SSのエスアイヤー資料最終室排気隔離ダンパと、Annual排気ダンパー、こちらどちらの操作についても原子炉格納容器から比較的距離があると。
0:51:03	ということと、作業する要員についても別でありまして並行操作が可能となっております。ですので、作業エリアでの滞在時間短いということで放射線影響も大きくない。
0:51:17	ため、成立性は十分にあるということで考えてございます。
0:51:22	す。
0:51:23	説明については以上でございます。
0:51:32	北海道電力夏井でございます。引き続き、記載箇所適正化リスト、資料7-9に戻りまして、9ページのナンバー30をお願いいたします。
0:51:45	こちら審査会合コメントの反映になりますけども、
0:51:50	ABアニュラス全量排気弁の電磁弁に給電する設備について、
0:51:55	図がですね、資料7-1の52ページお願いいたします。
0:52:05	比較表ではない方になります。
0:52:19	こちら図の左下になりまして、今、所内常設蓄電式直流電源設備と記載してるところになりますが、こちら直流電源設備と記載してございまして、
0:52:34	この設備名称について中央清潔の条文間で、まとめ資料上の記載の整合が図れてございませんでした。
0:52:42	こちらについては、所内常設蓄電式直流電源設備と電磁弁に給電する上流の設備、こちらを記載して統一することとしてございます。
0:52:54	次に57ページお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:03	図右上添付資料 1. 16.1- (2) 電源構成図になりますが、こちらズー、右上になりますけども、
0:53:16	※1 から※4 の記載を追加してございます。で、こちら常設代替交流電源設備可搬型代替交流電源設備代替所内電気設備、所内常設蓄電式直流電源設備、
0:53:30	これら主要設備を明確にして、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備から所内常設蓄電式直流電源設備を経由しまして、
0:53:43	アニュラス空気浄化設備のダンパ弁、こちらの電磁弁へ給電する繋がりが見えるような図を修正してございます。
0:53:52	この各電源設備の主要設備の明確化でございますけども、この電源図自体他の技能条文においても添付資料で用いているものでございますので、
0:54:03	そちらについてもあわせて同様の修正をして提出したいと考えてございます。
0:54:09	ご説明については以上になります。
0:54:17	規制庁オオツカです。ご説明ありがとうございました。それでは確認に入りたいと思います。
0:54:22	何かコメントのある方いらっしゃいますでしょうか。
0:54:32	規制庁秋本です説明いただいた時、順番からするとパー報で、
0:54:41	まずパワポなんですけど、
0:54:44	これほぼなんか別に、いいんですけど本当って、
0:54:50	これってこんなでかくする必要あるんでしょうけ。
0:55:04	規制庁脇本です。さらに言うとその2 ページ目にまた指摘事項並べるじゃないですか。
0:55:11	何かすごくスペースの、
0:55:15	何でスペースがもったいないなって思い頭痛他のやつもこんな感じで作ってたりするんですけど、何回も指摘事項って何、毎回ページに出てくる感じですよ。
0:55:32	北海道電力の藤田です。
0:55:35	すいませんちょっと、
0:55:37	他との横並びという観点であまり見えてなかったかなと思います。確かに
0:55:43	コメントいただいた通り、ちょっとフォントが大きいかなというふうにも思いますし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:48	思いますただ、
0:55:49	そうですね1枚におさめようと思えば納められるかなというふうにも思いますんでちょっと宮さんの観点で、少し大きめの方がいいかなということで、大きくしたと思うんですけども。
0:55:59	はい
0:56:01	1枚に収められるのであればちょっとおさめたいかなというふうに思います。
0:56:17	はい。規制庁秋本ですわかりました。ちょっと体裁は、
0:56:22	お任せですけれども、
0:56:25	1ページ、1ページのところで、
0:56:28	そもそも元も当私も会合で確認はしたんですけど、その
0:56:35	もともとどういう考えでユニハンドラーにしていたんでしたっけて、
0:56:41	いうのは何もなしで、
0:56:44	ボンベに、
0:56:46	SIMMERすって言っちゃう感じっていう。
0:56:50	感じですか系経緯は。
0:56:52	特段書かないっていう感じなんですかね。
0:58:08	北海道電力の藤田です。はいコメントいただいた通り、背景、もともとそのユニハンドラ装置を採用した背景がございますので、
0:58:20	そちらをまず記載させていただいた上で、
0:58:25	ボンベに変えると。
0:58:26	言ったその説明のロジックに変えたいなというふうに思います。
0:58:52	規制庁アキモトでそれで3ページワー、
0:58:55	ちょっと細かい話ですけど、凡例のところで、
0:59:00	カップラーはカプラーに変えたっていう理解でいいんですしじゃけ。
0:59:07	北海道電力夏井でございますご認識の通りでございますしてカプラーについてはカプラーという記載に統一してございます。
0:59:33	規制庁の木本ですわかりました。
0:59:35	所内常設地区、
0:59:38	蓄電式。
0:59:40	直流電源設備っていうのは、
0:59:44	あれでシュッケサイアノ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:46	常設代替交流電源設備Bを会合で言ったような気がしたんですけど、
0:59:54	何でしょう、両製剤で交流電源設備にも繋がっているっていう理解でいいんでしょうか。
1:00:02	北海道電力夏井でございますご認識の通りでして、この所内常設蓄電式直流電源設備バッテリーと受電キーになりますけども、この上流に
1:00:13	ダイタイショナイへ大体、
1:00:17	代替交流電源設備が繋がっております。
1:00:38	規制庁アキモトですパワポはとりあえず以上ですけど何かありますほか、
1:00:46	規制庁大塚です。
1:00:49	3ページのところで、今回追加していただいたダンパーの方の電磁弁なんですけど、
1:00:55	これ電源の表記がないんですけど、そういう整理でよろしかったですか。
1:01:02	北海道電力夏井でございますこちらBアニュラス排気ダンパの電磁弁、こちらですが、電磁弁に給電なくても窒素ガスポンベだけで開操作できるものとなっておりますので、
1:01:16	9電直流電源設備については記載してございません。以上です。
1:01:22	そうしますか、規制庁オオツカで生じました。
1:01:26	あと、こちらの系統構成なんですけど、同じような、
1:01:34	窒素ガスポンベを使用している宇野先行PWRで、
1:01:39	全く同じ系統構成になってるところってあるんでしょうか。
1:01:43	何かどこか泊オリジナルになってるところがあれば、ご説明の方お願いします。
1:01:56	北海道電力夏井でございます。先行プラントと違うところ泊応じないオリジナルの部分としましては、BRL佐伯ダンパーこちらについては、
1:02:07	先行プラントでいきますと、制御用空気系こちら電磁弁の上流のところに該当します成牛空気系に繋がって、電磁弁を励磁させてダンパまたは弁、こちらに
1:02:20	窒素ガスを供給しますが、泊の場合は、電磁弁に直接、窒素ガスを供給して、電磁弁励磁せずともダンパを開操作できるというものになってございます以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:43	北海道電力夏井でございます。この泊の設計については、全厚プラントにおいて例はございません。以上です。
1:02:56	規制庁オオツカで生じました。その辺は、比較表の
1:03:02	取りまとめた資料とかに書いてあるんですけど。
1:03:08	北海道電力夏井でございます。そちらについては記載してございません。同様に、先行プラントと同様に、窒素ガスを用いて
1:03:20	当該ダンパー店を改装させるというところは、相違はないというところで、その電磁弁、窒素ガスの供給先ですね、供給場所をまでは、相違として挙げてございませんでした。以上になります。
1:03:36	ちょっと補足させていただきます。衛藤北海道電力鍋田でございますが、59条の方取りまとめた資料では少しそこに触れたような構成にしておりますので、
1:03:47	ちょっと今説明してよろしければ、
1:03:50	すみません、59条の
1:03:53	資料7-5の比較表なんですけれども、
1:04:01	資料7-5の取りまとめた資料4ページをご覧ください。
1:04:07	こちらの上から2行目のところで
1:04:12	この表自体がですねアニュラス空気浄化設備の相違について記載したものでしたけれども黄色くなっている部分、こちらがですねもともとは泊は対象の
1:04:23	空気を供給する弁は一つでしたっていうところを書いていたんですけどもそこを黄色で書きかえまして、今おっしゃっていたような直流がなくても開操作できる。
1:04:33	排気ダンパーの方はそういう設計になっているということでちょっと違いがあるというようなことを記載させていただいております。以上です。
1:04:47	北海道電力夏井でございます。今59条側からも説明ありましたが、技能1.16についても同様の記載が必要と考えてございますので、
1:04:57	次回提出資料提出時に、こちら反映して、提出させていただきます。以上です。
1:05:06	規制庁オオツカで承知しました。あと、ちょっと細かいところで、
1:05:10	1ページのパウポの1ページお願いします。
1:05:14	回答欄の2行目にさらなる被ばくのところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:19	のさらなる
1:05:21	っていう、
1:05:24	ひらがなの表記があるんですけど、
1:05:26	その下のところ名括弧米の、
1:05:29	記載の中の3行目のさらなるが、感じなのでちょっと統一を図ってください。
1:05:36	北海道電力夏井でございます大変申し訳ございませんこちら記載、統一を図りたいと思います。以上です。
1:05:44	規制庁大塚です。続きまして2ページの方の、
1:05:49	回答欄のところ一つ目の矢羽根のところRAWに設置許可基準規則第43条ってあるんですけど、二つ目の矢羽根のところまた、設置許可基準規則59条ってあって、大が入ってるのと入ってない。
1:06:05	というのがあるので、統一を図ってください。
1:06:08	北海道電力夏井でございます大変申し訳ございません。こちら台を入れて
1:06:15	適正化させていただきます。以上です。
1:06:20	規制庁大塚です私からは以上です。
1:06:23	とパワーポイントについて、
1:06:24	お願いします。
1:06:31	規制庁唐木です。パワーポイントの3ページの図でちょっと確認だけなんですけど、
1:06:37	右した、修正箇所を緑線で制御空気系から伸びてきてるところでこれはつなぐ先を示すために今回新たにただ、
1:06:48	追記したっていうだけでよろしいですか。
1:06:52	北海道電力夏井でございますご認識の通りでございますして今回、電磁弁からの電磁弁への窒素供給を示すために整流器を新たに追加してございます。
1:07:03	図面上に追加してございます。以上です。
1:07:07	了解しました。あと、この水色の線の部分は、追設になるんですけど、
1:07:14	ポンベの容量としてはもともとかなり余裕があるので同じものを使ってそのままできるっていう認識でよろしいですよ。
1:07:23	北海道電力の筒井でございます。ご認識の通りでして、従来よりポンベの容量をかなり多めに確保してございますので従来のものをそのまま用いて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:34	窒素供給方針と、窒素供給する方針としてございます。以上です。
1:07:40	規制庁加瀬車両買います私から以上です。
1:07:48	はい。他パワーポイントについて、よろしいですか。
1:07:52	規制庁アキモトです今の与儀様のところなんかは、
1:07:57	ちょっと説明しておいてもらった方が、
1:08:04	よくないですか。
1:08:06	いや4、43条が適用方針を確認している。
1:08:12	んだけど、別に何か、1遍追加になってもうスペック的に問題ないんですって。
1:08:19	言っとかないとわかんなくないですか。
1:08:24	北海道電力の鍋田でございます。その容量についてはですね59条の方の容量設定根拠で一応説明の方はしてるんですが、今のご指摘といいますコメントといたしましては、このポイントにもその旨記載した方がいいというふうなご指摘は理解いたしました。
1:08:41	はい承知いたしましたそのように反映させていただきます。
1:08:47	規制庁の木本ですすいませんちょっと私は気づいてなかったんですがオオツカから話のあった。
1:08:53	パワポの3ページのところの、
1:08:59	何ですかね、直流、
1:09:02	電源の供給なしで、
1:09:05	いける。
1:09:06	ていうのが、
1:09:09	これはだからあれなんすか
1:09:13	あれSS。
1:09:15	て何でしたっけ。
1:09:20	電磁弁か臨時便ですよ。
1:09:23	電磁弁この電磁弁の
1:09:26	あれなんか、
1:09:28	こういうのは、通常、
1:09:32	あるものが何今回、
1:09:34	変えるとか置き換えるとかそういうことなんですか。
1:09:41	少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:47	北海道電力夏井でございます。こちら電磁弁は従来より用いているものをそのまま使用して、その電磁弁自体に窒素供給の放送接続して、
1:09:59	直接ガスポンペをダンパの方に、
1:10:04	供給するということで考えてございます。
1:10:08	以上です。
1:10:10	規制庁アキモトですあんまバルブ詳しくないんですけど直接、
1:10:15	行けるような構造なんですか。
1:10:19	奥津。
1:10:20	特徴的なところだったらもうちょっと、
1:10:24	ちゃんと説明していただいた方がいいのかなと思いつつ、別に、
1:10:28	よく一般的に使ってるものですよっていうんだったら、そんなにがっつり説明してもらわないかなとは思んですけど。
1:10:36	何か、
1:10:37	ここは特徴なんですよっていうんだったら、もう少し、
1:10:41	説明していただいてもいいのかもしれないと思ったんですけど、そんなことはない感じですか。
1:10:50	北海道電力夏井でございます。この電磁弁がですね、通常無励磁丈太イイダとダンパーのシリンダーにある空気を排出する流路があるんですけども、
1:11:05	そちらの流路に直接ホースを接続して、流量は形成されてございますので、相応の流量を用いて窒素ガスを供給して、シリンダに直接送って、
1:11:18	ダンパを開とするといった、
1:11:22	特殊ではないとは考えてございますが、その通常の電磁弁の
1:11:30	構造を用いて、というところで考えてございます。
1:11:36	泊発電所こちら今の説明で補足ありましたらお願いいたします。
1:11:48	はい。北海道電力の松田です。今の説明で問題ないかと思えます。通常電磁弁にアイティフォーとダンパーを閉めるためのエアを抜くポートがあるのでそこから直接系、
1:12:02	吸気して、ダンパーを開けるものとなっておりますので今の説明で問題ないかと思えます。以上です。
1:12:11	規制庁アキモトでそうすると、あれですか
1:12:15	燃料排気弁の方等、
1:12:17	は構造的に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:12:20	7を同じっていう理解でいいですか同じ人なんですか。
1:12:25	北海道電力、夏井でございます。電磁弁自体は、同じものになります。ただ窒素供給スルー場所が違うといった相違になります。
1:12:37	規制庁アキモトでそれは何であれんなんでそこを、
1:12:43	変えてるんですか。
1:12:57	少々お待ちください。
1:13:09	北海道電力夏井でございます。こちらBの有賀佐伯檀と成牛空気配管なんですけども、こちらに地層ガスを供給できればいいんですけども、
1:13:23	この排気をこのbアニュラス排気ダンパと同じ高線量エリア、重大事故時において今日線量エリアにルー箇所になりまして、
1:13:34	こちらを配管を引き延ばさなければならないと。
1:13:40	ああいった方法をとると。
1:13:42	で、それと電磁弁に直接、放送接続して窒素を供給するといったことを考えたときに、直接供給した方が、
1:13:52	メリットがあると考えてこうしたものとしてございます。以上です。
1:14:08	目をですねちょっといいですか。
1:14:13	はい。お願いします。
1:14:15	今の説明は多分全然わからないです。
1:14:19	まず電磁弁。
1:14:21	これ、燃料排気弁と排気ダンパーにつけてる電磁弁のところが、
1:14:27	配備何%はこれ三方弁みたいな形になってて3ヶ所から2ヶ所から入って1ヶ所出ていく形になってて、
1:14:34	全量排気なんて、3ヶ所から1ヶ所、入口と1ヶ所出口にしかなくてないので構成が全く違うので、今さっき説明されてる内容がまずわからないのと、
1:14:46	あと通常励磁状態も励磁状態の選択と類似したとしてもらいます。通常、例示されていればこれ閉になるんですか。
1:15:15	雨もですけど、聞こえてますから大丈夫すかね。
1:15:18	北海道電力夏井でございます。回答、補足なり大変申し訳ございません。こちら、ABアニュラス排気ダンパーBアニュラス全量排気弁の電磁弁ともに、
1:15:30	M励磁状態で電磁弁、弁ダンパともにへ、電、
1:15:36	励磁状態で回答をなる設計としてございます以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:42	なので、明治状態だったら、甲斐になって空気が抜けて、排気弁は詰まる。
1:15:56	北海道電力夏井でございます。A Bアニュラス全量排気弁を例にご説明しますが、こちらの電磁弁が励磁状態であれば、この電磁弁自体が開となりまして、
1:16:09	制御用空気系統より、空気が供給されると。
1:16:13	無励磁状態電磁弁が無励磁状態となればこの電磁弁が閉となりまして、A Bアニュラス全量排気弁への空気が遮断されて、弁自体は閉となるといったものになってございます。以上です。
1:16:29	はい。
1:16:29	で、それで、ちょっともうちょっと整理すると、
1:16:34	レンジ状態だと閉になっているので、
1:16:39	すいませんもう1回励磁状態だと。
1:16:43	要は弁が閉になっているので、
1:16:49	ちょっともう1回説明してもう1回もらえる。
1:16:53	北海道電力夏井でございます。電磁弁無励磁だと、弁は閉、電磁弁が励磁だと弁は開
1:17:03	になってございます。以上です。
1:17:14	プレイズって、
1:17:15	もう例示で閉で、例示で書いてそういうことね。
1:17:19	ご認識の通りでございます。
1:17:21	無励磁で閉になった場合ってダンパーが、
1:17:26	久野平君はどっちなんですよ。
1:17:33	ダンパ自体は閉になります、電磁弁無励磁でダンパ自体は閉となります。以上です。
1:17:43	はい。
1:17:44	そこその状態をまず前提であったときに、今回の、まず、
1:17:50	ニュアンス全量排気弁の方はおんなじ方向からこれ制御用空気と、アニュラスの全量排気弁が入っているので、これが使うとなると、
1:18:02	会議しなきゃいけないので、
1:18:05	励磁状態の開の状態に入れなきゃいけないと。
1:18:09	そういうことですよ。
1:18:11	補ご認識の通りでございます。
1:18:18	アニュラス排気ダンパーの場合は、これは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:23	大気ポット側から入れてるんでしょうこれ多分制御空気系から入れてないから排気ダンパー排気ポット側から入れてるので、そうすると、
1:18:34	これはどんな形でこのバルブが作動してるってことこれは、励磁状態で開になってると制御用空気側にこれ逆流はしないんですか。
1:18:57	北海道電力、夏井でございます。電磁弁が無励磁状態ですと、電磁弁の排気ポートと、アニュラス排気ダンパ側こちらがツーツーのI Iとなつてございますので、
1:19:11	排気ポートが理論が形成されまして、窒素ガスを供給して加圧することにより、ダンパー該当することができますと、で、
1:19:21	西友空気系統に逆流しないのかというご質問でございますけども、無漏えい型の逆流しないタイプの電磁メインにしますので、こちらはその逆の線、心配。
1:19:34	空気、窒素ガスが抜ける心配はないと考えてございます。以上です。
1:19:43	宮本ですけど多分ねそこがよくわからないですよ。
1:19:47	励磁状態、英字状態になったら買いになるんでしょね。
1:19:53	だからこの、
1:19:55	ここの電磁弁というのは、
1:20:00	全量排気弁と同じように、これ、直流から電気を受けないと。
1:20:05	駄目なんじゃないの違うんですっけ。
1:20:14	北海道電力の菅原です。
1:20:17	ちょっと図のイメージをしていただきたいんですけどもこれ今、上下に三角形が二つあると思うんですけども実際はこの左側の方にも四角があると思っていただいてですね。
1:20:30	通常励磁する状態では、左側の三角形のが黒くなってしまってる状態です、この生業空気から、
1:20:39	ダンパーの方にエアーが空気が流れる形になります。無励磁になりますと、この左側2-3 算排気ポートの三角形が、今度制御下側の三角形の方が黒くなりまして、
1:20:52	水道がきくと、なんであのダンパーから、排気ポート側の方に流量ができるという形になりますんで、ポンベから供給した際には、ダンパ側の方に供給されて、
1:21:05	政局側の方はA Cとされている状態になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:11	北海道電力の、すみません宮本ですけど、じゃあ、今言われたこれ散歩部が設置されてるってことね。
1:21:24	はい
1:21:25	ご認識の通りです。
1:21:28	いや、図が全然違うからわからなくなるよこれ。はい。弁になってると新美普通のバルブでは全然話が変わるよ。
1:21:39	はい。コメントを理解しましたので、
1:21:44	今須川から、
1:21:47	ご説明した通りなんですけども、ちょっとその三方弁のところが、混乱の要因かと思imasので、ここアノ人レジメント三方弁に変えて、色もですね、黒、
1:21:59	なり資料なりでルールができてるっていうのを、がわかるように、ちょっと図面の方を修正させていただきたいと思imas。
1:22:08	ミヤモトですけど、通常三方弁のよう先方が書いてくる場合は、当然三つの三角で、あと励磁した場合に動くような転学露点がついてるような三方弁の絵があって、
1:22:20	励磁状態と無励磁状態がわかる絵を持ってくるはずなんですよ。そうすると少しはわかるんですけど、これ今の書かれてるのは、全量排気弁は図が2本目にしか見えないし、
1:22:33	排気ダンパーで言うと三方弁のようで3弁のような家になってるので、これ余計わからないですねこれだと。
1:22:45	北海道電力夏井でございます大変申しわけございません。こちら、今藤田が申し上げた通り三方弁であることを明確にして適正化したいと考えてございます以上です。
1:23:00	その上で、
1:23:02	ちょっと俺も私もごちゃごちゃなってきたんだけど、
1:23:08	この状態で、
1:23:12	今電源に期待してるのは、
1:23:15	燃料廃棄物だけでいいっていう話でしたっけ。
1:23:18	北海道電力夏井でございますご認識の通りでABアニュラス全量排気弁については、直流電源に期待してるというふうに考えてございます以上です。
1:23:32	宮部それは電磁状態でこの通常の制御空気系からの流入を期待してるからっていうで、この制御空気系のそのアニュラス排気

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ダンパの場合は三方弁のうちの、要は無励磁の状態のそちら側の、
1:23:46	閉を期待しているので、要は、排気側から入れるのと、通常ラインから入れるので、入れる、入れる箇所が、入口同時内で排気弁とダンパが違うので、
1:23:59	電磁弁が要らないチャレンジで電気が要らないってそういう説明をされてるところですよ。
1:24:05	北海道電力夏井でございます説明がわかりにくく、大変申し訳ございません。ご認識の通りでございます。以上です。
1:24:15	網野ですけど多分この図だと全くわからないので、そこはしっかりやっていただければなとすいません私途中から言って申し訳ない。私から以上です。はい。
1:24:25	規制庁秋元です。それでだから、まず適正化するとして、
1:24:32	なんで、全量排気弁等排気ダンパーで設計、
1:24:38	変えるようにしているのかっていうところは、
1:24:41	すいません、全量排気弁の方も三方弁でいいんですけど。はい。ですよ。だから一緒なんですよ。だから、
1:24:49	だからその何か設計変えてる。
1:24:53	なんすかねメリットデメリットがあるのかちょっとよくわかんないですけど、それをしっかり説明して、
1:25:01	おいてもらえますかね。
1:25:04	いかがですか。
1:25:12	北海道電力の藤田です。
1:25:16	そうですねちょっとどういうふうに説明を加えたらいいかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思いますけども、
1:25:25	そこはちょっとわかるように見えるように、ちょっと工夫させていただきたいと思います。
1:25:31	規制庁脇本です。わかりました。そんでこれすいません、もう1点。
1:25:36	ほんで前、一番下で全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合で、
1:25:44	あれ障害常設直蓄電式縮流電源設備っていうのは
1:25:50	常設直流電源にはならないんですけど。
1:26:05	ですよ。
1:26:07	はい。北海道電力のイチタニです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:11	いずれにしても直流電源の
1:26:15	蓄電池非常用っていうものから電気が来ます。
1:26:21	けれども、その
1:26:22	S Aとして、24 時間持たす時の直流電源を、57 条の整理において、
1:26:33	所内常設蓄電式直流電源設備と、
1:26:38	いう設備名称で整理をしてございますのでその言葉で記載した。
1:26:43	ものでございます。
1:26:46	規制庁アキモトですアガワかりましょうこの括弧等はD B。
1:26:51	の電源が喪失した場合っていう理解でいいんですか。
1:26:57	この確保全交流動力電源または常設直流電源。
1:27:03	喪失した場合はそりゃそうですよねファンが動かないじゃんって いう話になっちゃうから。
1:27:07	わかりました終わりました。
1:27:20	規制庁大塚です。それではパワーポイント以外で何かコメントある方、いらっしゃいますか。
1:27:32	大塚さんちょっとごめん、ちょっとパワーポイントの方で、さっきちょっと、アキモトからの指摘もあったと思うんだけど、これ、
1:27:41	会合での指摘事項をちゃんと答えてくださいねっていう意味で、 毎回言ってますので、それを踏まえてしっかりこれ作ってくださいねもう
1:27:50	要はユニハンドラーがしなくなったからいいっていうわけではなくて、ユニハンドラーで、
1:27:57	まず説明した上で、こちらからの質問に対してどう答えるかっていうのをしっかりしていただいた上で、現状の設計方針を説明してもらわないと、ちょっと唐突感があるのでちょっとさっきの指摘事項とダブりますけどしっかり直してくださいお願いします。いいですかね。
1:28:12	はい。北海道電力北海道電力の藤田です。コメントを拝承いたしました。しっかりとまずユニハをどうして採用したのかという理由を書いた上で、回答させていただきたいというふうに思います。以上です。
1:28:26	宮尾ですけど私から以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:36	規制庁の平本です。このパワーポイントのことで、一つ確認ですが、
1:28:42	3ページの、
1:28:43	アニュアル全量排気弁の電磁弁に行く所内常設蓄電式直流電源設備なんですけども、
1:28:52	これ、上にアスタリスクがついてあって、
1:28:56	Aのマニア数字空気釣果フィルタユニットの出口のところの全量排気弁にも言ってますよね。
1:29:03	これは、
1:29:04	藤。
1:29:06	このS Aの電源からそちらにも行ってルー、これはどうしていつてるんでしたっけ。
1:29:11	という質問です。
1:29:16	北海道電力夏井でございますこちら*の接続については、通常の電源系統構成がこのようになってございますので、それをまず西田そのまま図にした、落としたと。
1:29:30	というものになってございます。以上です。
1:30:24	北海道電力夏井でございます資料7-1 お願いいたします7-1の57ページをお願いいたします。
1:30:37	こちら添付資料1. 16.1、A- (2) になりますが、この図の一番下にAトレンBトレンのアニュラス空気浄化設備ダンパー弁、先ほどの
1:30:49	ABのアニュラス全量排気弁に該当するものでございますけども、こちらがあって、この上流を追っていくと、ソレノイド分電盤というものがあまして、
1:31:00	さらに上流に補助建屋直流分電盤、直流コントロールセンターで、この上に充電器、蓄電池と、それぞれあまして、こちらの
1:31:15	所内常設蓄電式直流電源設備、トレンBトレイの訳はあるものの、同様の設備からそれぞれダンパー弁に給電してございますので、
1:31:27	先ほどの概要図については、一つの所内常設蓄電式直流電源設備から、両方に電源を供給してますという図にしてございます。以上です。
1:31:43	規制庁平間です。ご説明は理解しました。小神野*の、
1:31:49	ラインというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:54	重大事故等の
1:32:01	処理としては、
1:32:02	使わないたいんだってことですね。
1:32:06	北海道電力夏井でございます。全交流動力電源または常設直流電源が喪失した場合においては、Annual 空気浄化設備はB系のみを使用することとしてございますので、
1:32:19	こちらAトレン側の全量排気弁については使用いたしません。ただ、交流動力電源が健全な場合については、こちらの方にも、
1:32:29	電磁弁へ給電して形のアニュラス空気浄化設備を運転することで考えてございます。以上です。
1:32:40	直接平本です。説明は理解しました。
1:32:43	ありがとうございます。
1:32:49	規制庁オオツカでそれではパワーポイント以外のところで、
1:32:52	秋元さんお願いします。
1:32:55	規制庁秋本です衛藤資料7-4の、
1:33:00	ところで、一応取りまとめた資料の3ページで、
1:33:07	今回これが特徴的なところで、
1:33:11	ということで試料採取室排気隔離ダンパーの件を、
1:33:17	書いていただいているフェイルオープンだから、
1:33:21	真面目に行きますよと。
1:33:24	で、
1:33:26	一応これが運転開始までに対応できるから、十分な成立性があるってということで、
1:33:33	そんであれでしたっけ参考。
1:33:36	ていうのをつけていただいて、
1:33:42	あと1-16の149ページ。
1:33:46	を見てて、
1:33:50	まずは、これ3、
1:33:54	何かあれなんですか、これさ、参考って。
1:33:58	何でしたっけ。
1:34:01	資料の取り扱い上なんかさん、参考みたいのって作ってたりするんでしたっけ。
1:34:08	北海道電力の藤田です。ちょっと他の添付資料でもこういった作りがあったもので、参考というふうにさせていただいたんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:34:16	例えば、
1:34:19	1-16の91ページ。
1:34:21	なんですけども、
1:34:24	ちょっと大井さんも参考にさせていただきながら、泊の方も参考になってるんですけども、
1:34:30	はい。
1:34:31	直接的なその成立性のところは前段で記載しておりましたので、ここは参考で良いのかなというふうにしたものでございます。
1:34:42	規制庁秋本ですわかりましたそんで本文の中の、
1:34:49	3行目ですかね。
1:34:52	当該エリア。
1:34:55	は、重大事故等時においても放射線環境は厳しくならないことからなんですけど、
1:35:01	炉心損傷ゴーン、あれこのタイミングって、
1:35:07	炉心損傷後でいい。
1:35:09	いいんですよ。
1:35:18	北海道電力小松でございます。ねら数、
1:35:25	ちょっと早々お待ちください。
1:35:37	北海道電力小松でございます。炉心損傷したとしても、当資料は最終室排気隔離ダンパー設置エリアについては、線量が厳しくならないと。
1:35:48	ということで記載してございます。以上です。
1:35:52	規制庁アキモトってそれは、
1:35:54	あれなんですか。
1:35:57	補助建屋だと。
1:35:59	もう、
1:36:01	大分低いっていう理解ですか。
1:36:05	北海道電力小松でございますご認識の通りで原子炉格納容器から十分離れておりまして壁遮へいとかも設置されておりますので、
1:36:15	原子炉補助建屋については十分線量が低く、作業ができるというところでございます。以上です。
1:36:24	規制庁秋本ですそれで、これって、
1:36:28	済ます進ま定性的な言い方たになっちゃってるんですけど、
1:36:33	ちょっとどう考えればいいのかと思いつつ、
1:36:39	定量的な評価っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:43	できないん。
1:36:44	ですから全然薬とかでも構わないのかなあとは思ってるんですけど。
1:36:50	その下の、
1:36:55	G層供給による遠隔操作で開操作の訪問を、
1:37:01	20分程度で滞在時間短いから補正の影響は大きくないって。
1:37:06	定性的な感じになっちゃってるんですけど、定量的に、
1:37:12	示すことはできないってということなんですか。
1:37:19	北海道電力小松でございます。屋内の線量については被ばく腔として
1:37:28	資料をそろえていたものがなくてですね定量的に記載はここでもしてなかったところですが、
1:37:39	当社で線量評価しているものがございますので、
1:37:45	定量的な記載とすることも可能でございます。
1:37:49	ということで、
1:37:50	資料、
1:37:55	北海道電力の藤田ですけども、今も小松申し上げた通り、値としては出てるんですけども、
1:38:04	衛藤多田ですねちょっと社内的な評価っていうのもありますので、ここに、
1:38:09	どの程度記載できるのかなというところもあります約、約なんぼと役者君、あまり客以下ってのおかしいですけども、100ミリ、100ミリ以下とか、
1:38:20	50ミリかとかそういう記載はできるかなというふうに思いますので、ちょっと検討させていただきたいなと思います。
1:38:30	鷺見李洸谷。
1:38:32	そういう意味で、ごめんなさい、ちょっと数字はいいですよ。
1:38:58	規制庁脇本です。これ、定数んとあれなんだよな。
1:39:03	ちょっと私もあんまりよくわかっていないんですけど全部を見てるわけじゃないんですけど
1:39:09	歩カーはそこまで、
1:39:12	定量評価って、
1:39:14	PWRはやってない感じですかね。
1:39:16	何となくアノンBWRって、
1:39:19	弁当もあつたんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:21	ファツリー
1:39:22	定量評価やっていたんですけど、
1:39:25	何ていうんでしょう、バランスが悪くなっちゃうとかだったら、
1:39:30	ちょっと考えた方がいいのかなと思つ通御でもここっていつ泊 の特征的なところなんだから、ちゃんと説明しなきゃいけないっ ていう観点からすると、
1:39:41	ある程度定量的に、
1:39:43	示していただくっていうことなのかなあとか。
1:39:47	思ったんですけど。
1:39:51	ちょっと定量評価。
1:39:53	を示せるかどうかちょっとご検討いただいて、また説明してもら ってもいいですか。
1:40:02	北海道電力の藤田です。
1:40:04	おっしゃる通り、ちょっと全体的な資料の整合というのがあります ので、どの程度細かく細かい数字が出せるかというのがあります けれども、
1:40:15	ただコメントいただいた通り、厳しくならないというだけでは、 なかなか説得説得力にも欠けるかなというふうに思いますので、
1:40:25	先ほどもちょっと言い過ぎましたけども例えば数mmCmS v 以 下とかですね、厳しくならないということを少し明示的になるよ うに工夫させていただきたいと思います。
1:40:54	規制庁秋本です。そんで設置場所のところについてちょっと確認 したいので、ちょっとマイクオフで確認します。
1:42:56	規制庁アキモトですか確認はわかりました。
1:43:07	規制庁アキモトですあともう一つだけで、
1:43:11	比較表だと。
1:43:14	ニュアンス空気浄化設備の運転操作手順、
1:43:22	ところなんですけど、
1:43:38	規制庁アキモトです 145 ページですね。
1:43:43	操作性のところちょっとまた、
1:43:46	確認なんですけど、あれ、クイックカップラーって、
1:43:51	どっちなんでしたっけ何か。
1:43:54	他のやつだとカプラ式に変えますって聞いたような気もしないで もないんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:00	どっちが正解なのかが、いまだによくわかってないので、どっちにするのでしたっけ。
1:44:07	北海道電力の藤田です。確かに
1:44:11	違う条文での回答ですね、角谷統一するというふうに申し上げたんですけども、ちょっとこの辺今、再整理しております、他社さんでもクイックカップラーというのをを見ていただくと使ってますし、
1:44:23	クイックカプラでも全然問題ないというところもありますので、全体的に少し今整理させていただいております。はい。改めて、
1:44:33	整合させてご説明させていただきたいと思います。
1:44:46	規制庁アキモトですとりあえず私からは以上です。
1:44:52	他規制庁側から何かコメントありますでしょうか。
1:45:00	宮本さんよろしいでしょうか。
1:45:04	はい大丈夫です。はい。それでは、事業者側から何か追加の説明や、聞いておきたいこと等ありますでしょうか。
1:45:13	北海道電力夏井でございます事業者から来たいことを遠くにございません。以上です。
1:45:28	規制庁大塚です。それでは
1:45:32	59条のご説明があるということで、はい。よろしく申し上げます。
1:45:35	はい。北海道電力の鍋田でございます。引き続き59について説明させていただきますが、衛藤審査会合のご指摘につきましては先ほどの技術的能力と同様のご回答でして、
1:45:47	前回のヒアリングの回答からさせていただきたいと思います資料7-8を、
1:45:52	を開いていただきたいと思います。
1:45:55	資料7-8のNo. 456。
1:45:59	の三つが今回回答させていただきたいものとなっております。
1:46:04	まずナンバー4ですけれども、こちらにつきましては少し記載の適正化に近いんですけども、
1:46:10	最近10年間との比較は参考と指示してるものであり異常でないことの確認は、28年から2007年との比較で行ってるのであればそれがわかるように記載を適正化することということで、
1:46:21	コメントいただいております、こちらは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:24	ご指摘の通りですね具体的な年数で記載をいたしております。
1:46:28	ナンバー5でございますけれども、
1:46:31	こちらはこちら中、指摘の方、すいません、審査会合の方でもよく指摘事項となりませんでしたでしたがコメントとしていただいたようなものでございますけれども、
1:46:42	中央制御室と運転員控え室等分けて記載する必要性について先行実績を確認し説明することということで、
1:46:50	こちらは回答になりますけれども、テンパチに記載する概略系統図につきましてはセンコーさん、具体的には大飯34号炉3を踏まえまして、
1:46:58	原発に記載されていない運転機械室等は削除いたしまして中央制御室のみの記載といたしました。
1:47:06	続いてナンバー6でございますが、こちらは、中央制御室排気ファン、同じ図の中でですね、一応成立排気ファンの記載の必要性について、先行実績含めて、
1:47:16	確認して、説明することということで、
1:47:19	こちらは大井さんを参考にいたしまして、
1:47:22	原発に記載されていない排気ファンについては記載を削除いたしまして、
1:47:27	ヶ年の場及び本検討シミズや実線を削除してございます。
1:47:31	前回ヒアリングの回答につきましては以上になりますけれども、
1:47:35	少し自主的な修正についてもご説明させていただきたいと思えます。
1:47:40	比較表の取りまとめた資料を使ってご説明いたします。資料7-5をお願いいたします。
1:47:47	資料7-5の比較表。
1:47:50	こちらの取りまとめた資料の1ページ。
1:47:53	をお願いいたします。
1:47:56	こちら概要で記載してありますが、1-1のところ、最初に書いてある黄色い部分、こちらはニュアンス空気浄化設備の系統の設計変更についてですので先ほどご説明したものでございます。
1:48:09	下の方にですね取りまとめた資料5-2-2設計運用の相違に記載の通り、電源設備の設計方針に関する記載箇所に対し給電できる設備を網羅的に記載することといたしております。
1:48:21	こちらは他条文からの展開になりますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:25	取りまとめた資料の5ページをお願いいたします。
1:48:32	取りまとめた資料の5ページ上半分がですね黄色く四角で囲ってありまして、
1:48:38	こちらはですね
1:48:40	中央制御室吸気ファンであるとか空調系のファンに加えて考えた照明、
1:48:45	それからマニュアル空気浄化ファンの電源構成につきまして、従来女川さんと同様に常設代替交流電源設備から給電できるということで
1:48:56	それで条文の適合性を書いていたんですけども、
1:49:01	給電できる設備があるんであればすべて記載すべて網羅的に記載するというので、修正してございまして、泊3号炉の欄を見ていただくと、
1:49:11	一番上の空調関係、間型照明につきましては、
1:49:15	常設代替交流電源設備に加えて可搬型代替交流電源設備、
1:49:20	油圧空気浄化ファンについては同じく、常設代替交流電源設備または可搬型、
1:49:26	加えてB系については代替所内電気設備からも給電できるということで記載を拡充してございます。
1:49:32	最後3三つ目につきましては先ほどの説明でもございましたけれども、池にあるREBTアニュラス空気浄化設備の弁及びダンパ、
1:49:41	こちらについては所内常設蓄電式直流電源設備というふうに記載させていただいております。
1:49:48	なおこちら※を打って常設代替交流電源設備または可搬型交流代替電源設備から軽減できますということで、
1:49:56	59条といたしましては代替交流電源設備から給電できるということを明確に記載するようにしてございます。
1:50:05	少し具体的なところを見ていただきますと、比較表、59-9ページお願いいたします。
1:50:15	こちらは審査会合のときですね指摘事項にこちらもなってございませませんがコメントとしてちょうだいした部分、
1:50:21	でございまして、一番下のところですね、マニュアル作る気浄化ファン関係の電源関係の記載なんですけれども、下から4行目のところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:31	こちらがB級にアスキー浄化ファンの弁及びダンパのお話で、もともこの下から4行目、後ろの方に記載してます代替電源設備っていうふうに記載していたんですが、
1:50:43	代替電源設備である常設代替交流電源設備ごと、もしくは可搬型、
1:50:48	代替交流電源設備から給電可能な、
1:50:51	所内常設蓄電式直流電源設備により、電磁弁を開放することでというので、
1:50:57	明確化してございます。
1:51:02	また、59-51ページになりますけれども、
1:51:07	こちらのアニュラス空気浄化設備の先ほどから見ているスケート図になります、
1:51:12	こちらの中でも直流電源は常設所内ということ直流、
1:51:17	すみません、その蓄電式ジョセツっていうことで、明確化したことと、最後ですね、かなりページが飛びますが、
1:51:26	補足の240、
1:51:28	下から2、2枚目のページなんですけども補足59補足の219ページ。
1:51:34	こちらでもですね59条の電源系統図は、従来女川さんと同じように、1枚で記載していたんですけれども、こちらは先ほどご説明のあった、技術的能力と同じ。
1:51:46	ピンクと前に合わせることで、
1:51:48	まとめ資料本文との整合性をとるようにいたしております。
1:51:53	59条のご説明は以上です。
1:51:58	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
1:52:02	それでは確認に入りたいと思います何かコメントのある方いらっしゃいますか。
1:52:11	規制庁秋本です今、数ご説明のあった、
1:52:15	代替所内電源設備なんですけど、
1:52:19	これは、
1:52:21	あれ、直流なんですか。あれ交流。
1:52:25	あ、はい。すみませんちょっと直流でいいんですか。
1:52:30	北海道電力の鍋田でございます。衛藤今、ダイタイショナイ電気設備のこと認識いたしました、こちらは交流の設備になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:39	のでアニュラスのB系のファンにはこちらから給電いたします。
1:52:58	北海道電力のイチタニです。
1:53:00	当社の代替電源関係は、三つほど名前が出てきまして、常設代替交流電源設備、
1:53:10	これが
1:53:12	常設の非常、何だっけ、代替非常用発電機。
1:53:17	という名前のやつから来るやつです。それと、
1:53:22	可搬式代替交流電源設備、これが可搬型の代替電源車から来るやつです。
1:53:30	ダイタイショナイ電気設備、
1:53:32	これは電源としては、常設代替交流電源設備の、その代替非常用発電機。
1:53:40	からも、
1:53:42	来ると、受けることができますし、
1:53:45	可搬型の代替交流電源設備からも受けることができます。で、
1:53:52	何ていうんでしょう。伴母線と坂が別になっているところからアニュラス空気浄化ファン、
1:53:59	等に供給できるように、
1:54:01	なっている。
1:54:03	範囲のことを代替所内電気設備と、
1:54:11	記載しています。
1:54:22	電力の鍋田でございます。
1:54:24	あとですね先ほど少々お待ちください技術的能力等で説明している電源系統図、
1:54:30	少々お待ちください。
1:54:53	すいません同じような同じようなとか同じ図面が59条にもあるんですけども、
1:54:58	こちらのですね色分けをしてございますけれども、
1:55:02	こちら、青いライン、SAというふうに右側凡例書いてございますが、こちらがそのSA用に代替所内電気設備というふうに言ってる母線等をSA用にしっかり確保したものとなってございまして、
1:55:14	それに対して常設代替交流電源設備であったり、可搬型交流電源設備というものは、その左右の赤であったり、緑であったりという母線を介して給電を行うというところが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:55:28	電気の流れの違いとなっております。電気が最初に生まれるところは、いずれにしても
1:55:35	代替非常用発電機か。
1:55:37	小浦と言ってますが可搬型電源車となっております。
1:55:48	規制庁アキモトです。何となくわかりました。じゃ、常設代替交流電源設備っていう、いう等、
1:55:55	水色の部分は入らないっていうことなんですね。
1:56:00	ちょっとそこが北海道でなくてちょっとそこがややこしいんですがそこが読めるようにですね一応右下※1 というふうに打ちまして代替非常用発電機、
1:56:11	なんかは、青色のう。
1:56:14	範囲を通るんですけども、調整代替交流電源設備でもあるという、
1:56:19	位置付けでございます。
1:56:32	代替非常用発電機等は※1 でもあり※3 でもあるという、
1:56:38	位置付けでございます。
1:56:42	規制庁アキモトですこの図、コンマ。
1:56:45	本9電系とか譲って、他社も多分似たような感じかなとは思んですけど。
1:56:53	何か、
1:56:56	泊だけ何か書かれているのは、
1:57:03	給電できるものは書きましたっていうだけっていうことですね。
1:57:09	わかりました。はい。
1:58:43	規制庁秋本ですすみませんちょっと。
1:58:46	比較表じゃないんですけど資料7-2の、
1:58:50	方で、
1:58:51	天皇、
1:58:52	59-20 はちいで、
1:58:56	ちょっと比較表でページが見つけれればいいんですけど。59-28、
1:59:03	ここの節Bの電気設備の中で、
1:59:10	この中にわあ、今回新たに設置するSタンクエスエーっていうのは入るんですか、このままっていう感じですか。
1:59:23	北海道電力、北海道電力の鍋田でございます。申し訳ございません。こちらにも新たに追加が必要というふうに考えてございます

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	がちよっと今回の反映で間に合っただけでございますので、今後は反映させていただきます。
1:59:38	規制庁秋本ですわかりましたそれで、1.519-45 ページで、
1:59:46	出てくる新設弁名称っていうのは、
1:59:51	これはまだ名称が決まってないからこう書いているよっていうことですかね。
2:00:02	北海道電力小松でございますこれから追設する弁。
2:00:07	となりますのでまだ弁名称等が決定しておらず、新設弁明書という形で記載してございます。以上です。
2:00:18	規制庁秋本ですこれは、どこのことを、
2:00:22	言っているんですか、何か図とかで。
2:00:27	わかるようになってる感じですか。
2:00:44	すいません。は北海道電力小松でございますテンブ、
2:00:50	の59の39ページをお願いいたします。
2:00:59	とここで示してございますアニュラス全量排気弁透過相殺を考えた窒素ガスボンベから減圧弁を返して、上に、
2:01:09	1、
2:01:10	たところの一つ目のカプラーの前のバルブこれが追設しなきゃならないバルブになりますので、今後、
2:01:20	名称が決定したら、反映させていただきますということになります。ここが追設した追設が必要なラインになりますので、はい。
2:01:33	ご認識の通りでございます。
2:02:04	他は何かコメントありますでしょうか。
2:02:13	規制庁アキモトすみませんさっきのコメント回答で、
2:02:19	7-8の資料7-8の5番目のところで、
2:02:27	を大いに習ってっていうお話があったのかなと思ったんですけど一応確認だけなんですけど、大井と同じで、
2:02:36	大井も運転員控え室等っていうのは、
2:02:39	実際あるんですけどテンパチには書いてないとかそういう同じっていう理解でいいんですか。
2:02:46	北海道電力の鍋田でございます。はい、ご認識の通りでございますして大井さんも同様に、そういったものが誰の中にあるんですが添付資料としてはそういう記載となっていたので、
2:02:57	それを参考にさせていただいたという認識でございます。
2:03:04	規制庁アキモトですそれで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:09	中央制御室排気ファンとかも削除したってということなんですけど。
2:03:15	あれ、S A 側の資料にわあ、
2:03:18	載ってる。
2:03:21	うん。
2:03:22	本能ところ。
2:03:25	これ、
2:03:27	あれですか。テンパ。
2:03:29	血設備課は統一しているとかそういうことですか。
2:03:35	刀禰北海道電力鍋田でございます。
2:03:37	ちょっとページ探しますので、少々お待ちください。
2:04:28	北海道電力鍋田でございます 1059 の比較表ですね、59 補足の 125 ページをお願いいたします。
2:04:44	すいません、7-6 の補足の比較表になります。
2:04:56	525 ページでございます。
2:05:02	こちらで
2:05:05	中央制御室空調の閉回路循環運転につきまして、操作を上の方で書いてそれに対応する設備を下で丸番号を振っているんですけども、
2:05:16	こちらの図でいきますと、左下見ますと、ファンを止める作業であったり、隔離弁と見るってというような操作が出てきますので、
2:05:25	こういった場合は記載しているような場合もございます。
2:06:27	はい、他コメントありますでしょうか。
2:06:31	宮本さん 59 条もよろしいでしょうか。
2:06:36	植田ですけど大丈夫ですはい。はい、承知しました。
2:06:40	当事業者の説明はこれで、減少制御室については以上でよろしいでしょうか。
2:06:46	コメント等もないということで、
2:06:49	よろしいですか。
2:06:53	北海道電力の藤田です。特にございません。
2:06:59	はい、承知しました。すいませんちょっと追加で確認があります。
2:07:05	規制庁でちょっとごめんなさい 26 条の地すべりのところでちょっともう一度、
2:07:10	教えていただきたくて、比較表の 26-40 ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:17	外部から、
2:07:19	外部事象を確認できるものを、ABCと、
2:07:23	三つノミネートしていて、今回監視カメラの方は使わなくなったので今地すべりはこのCのところで、
2:07:32	今日のコメント回答整理表のお話ですと入るのかなと思うんですけども、ちょっとここに地すべりとかっていうのが大代表のものであるにもかかわらず書いてなくて、中丸地すべりがまずなくなってしまった。
2:07:47	しまってるように見えてしまうので、ちょっとそれはちょっと検討した方がいいのかなっていうことと、
2:07:53	あと、
2:07:54	今のコメント回答整理表等、26-40ページのテンパチに該当する方針を見ると、cポツしか
2:08:03	地すべりの
2:08:07	影響といいますか状況を把握できるものがノミネートされてないんですけどもそういう前例といいますか他のプラントもCCだけでしか確認しないようなものってあるんですが、
2:08:23	北海道電力の菅原です。
2:08:25	地すべりが発生します。大井さんだったり島根さんが、カメラ監視可能となっていますが、
2:08:37	大外観手段として公的機関を用いることは、大井さん嶋田さんと同等ではあります。泊の
2:08:46	場合はですね地すべりによる影響がモニタリングポストのみでありまして、
2:08:51	そのモニタリングポストをカメラ監視できない先行電力というのは多数ございまして、
2:08:58	先行電力も盛田りんポストへの影響は、泊と同様に、工程期間だったり設備の故障警報で把握する対応等、
2:09:09	しております。
2:09:12	規制庁のです地すべりが発生して、モニタリングポストが影響を受けるんだ、受けてその監視カメラをつけてないプラントでちなみにどこの話をしてるんですか。
2:09:25	どこのプラントか教えていただけますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:29	地すべり自体は近江さん、島根さんで発生しまして、カメラ監視可能となってるんですけども、大江さんとか島根さんでもモニタリングポストすべてを、
2:09:40	カメラ監視はできていなくてですね、その見えないモニタリングポストについては、代替監視するという、
2:09:50	ところが、泊も同じ、泊と同じ状況であることを確認しております。規制庁のちょっとそれが、すいませんどこに書いてあるのかちょっとわからなくて例えば、
2:10:01	別紙1の20ページですかね、比較表で見ると、
2:10:05	大井わー
2:10:08	た一体監視っていうよりもBさっきの26-40ページで言うBポツの気象観測設備で、
2:10:16	地震計と雨量計とかを入れてるっていうわけではないんですかに、
2:10:29	1の別添1-20、北海道電力相良です。1-20で大井さんの場合はJISベリー。
2:10:36	に対して
2:10:41	公的機関、公的機関からの情報であったりカメラであったカメラであったりというもので、監視すると。
2:10:49	しております、あと地震計と雨量計のってことですよそうですね、それらを
2:10:54	で監視すると。
2:10:55	泊の場合は、この構内カメラがない形で監視をするという、
2:11:02	これそうするとすいません先ほどの、
2:11:06	ちょっとお話でよくわからないのが、そのモニタリングポストが被害を受けたときに、湯いう話。
2:11:15	どっか書いてあるんですか。いや何かそのごめんなさい今のこの大井のやつだけ見ると、こんな監視カメラがないときは雨量計と観測地震計。
2:11:25	地震計も使って要は先ほどの26-40ページでテンパチに該当するところだとBポツとCポツ、
2:11:32	で見えますっていう話とは違うってことですか。
2:11:40	それが今回追加いたしました。別添比較表でいきますと別添1-18で、地すべり範囲の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:50	箇所を示しておりました地すべりによって影響を受けるものがモニタリングポストのみですと。それに対しては、代替手段で十分検知、対応可能ですという整理を、
2:12:02	している状況でございます。
2:12:06	島根さんとかですと、地すべりの範囲に消火タンクであったり、消火ポンプといろいろな設備が影響を受けます。
2:12:15	が友利においてはモニタリングポストのみであって、モニタリングポスト等においては他社も代替監視する。
2:12:24	手段としておりますので、止まりもそこは先行電力と同等の監視で対応可能と考えております。規制庁の方のごめんなさい、その内容を把握してそれはあれなんですけど26条側にもこの同じ文章が書いてあるってことなんですか。
2:12:42	嶋衛藤委員。
2:12:56	可というとりあえず26条。
2:12:59	ごめんなさい。
2:13:15	規制庁ですね、もし書いてない場合にモニタリングポストによるなんかこう、異常警報のやつは、先ほどのテンパチで書いてある、ABCの
2:13:29	どれに当たるんですか。
2:13:30	当たらないんですよ。
2:14:14	北海道電力相良です。
2:14:17	地すべり自体を監視できないというのはマリーのみになるかと思うんですけども、その立地滑りによる影響というのは、モニタリングポストのみ、
2:14:28	であって、そのモニタリングポストのみの影響であれば、カメラ監視までしなくても、十分対応可能であるというふうに整理した次第でございます。
2:14:52	思って、
2:15:12	北海道電力シバタですテンパチの記載としてその外部の状況を把握する設備を書くというふうなことで、もう今
2:15:21	地すべりが議論になってるんですけども、地すべりを直接的に冠するっていうふうなものとしてちょっとエントリーするものがないというふうなことで、影響を受ける設備の機能喪失は把握できるんですけども、それを何ていうか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:36	外部の影響を監視する設備というふうな位置付けとしてないので被災するのは出てこないというのが現状かなというふうに考えてございます。
2:15:54	ミヤモトですけどいいですか。
2:16:00	はい、はい大丈夫です。
2:16:03	多分ねさっきさっき私が言ってるのと多分同じことで、いわゆる
2:16:09	26条、指摘事項指摘というか追加事項っていうのは、ここで言っていると発電用原子炉施設、
2:16:19	外の状況を把握できることっていうのが、そもそも想定されていて、
2:16:24	それは六条で3想定される自然現象は、については、制御室で把握できなければいけないと。
2:16:32	把握するために事業者として監視カメラをメインで使ってるんだけど、監視カメラじゃなくても他の状況で経営営業室が監視可能であることが、
2:16:45	説明として必要になってくるわけですよ。
2:16:47	6条で外部事象外部事象として溢水じゃないと、
2:16:53	に地すべりが抽出されているのに、
2:16:56	なので、その説明が先ほど言ってるように、6条でのモニタリングポストだけを我々言ってるわけじゃなくてこれ26条の適合にあたっての説明なので、それは六条の説明と違いますよっていうやつって話なんですよ。
2:17:10	そうすると、六条での外部事象防護対象設備にも、その代替設備でも知立と可能なのでその部分は、防護対象設備から外してますっていうのは65までの説明はそれでいいのかもしれないんだけど、この
2:17:25	制御室のウエイト外部の外部を確認すること要はその追加事象になったときに当然、六条で抽出された事象というのは把握できなきゃいけないんだけど、
2:17:36	それをどう把握するんですかっていうところの回答があんまり記載されてないって多分そういうことだと思うんですけど。
2:17:45	北海道でよくシバタですご指摘の通りかと思います。一方で今菅原が繰り返し述べたように他社も、
2:17:55	スタッフの手段として見えない範囲についてはモニタリングポストの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:58	機能喪失により把握してるところもあって記載ぶりとしてどうすればいいかというところとちょっと今ここですぐに、どうあるべきかってことをお答えできないというふうな状況かというふうな状況。
2:18:09	と理解してます。
2:18:13	網野です。わかりましたアノオノ君そんなことでいいかな。失礼しました。私も同じ認識でちょっと少しこの基準適合にあたってテンパチとかし、もっと下位の別添で書いてある方針とかちょっとコードどう関連性してるのはわかかわからなかったの、
2:18:29	ちょっと整理してまた説明してください。
2:18:36	他電力シバタ s かしこまりました。
2:18:47	はい。
2:18:48	規制庁大塚です。それではほかよろしければこれで原子炉制御室は終わりにしたいと思います。
2:18:54	続いて S A の設備手順になりますが、結構もやりましたのでここでちょっと 15 分間休憩したいと思います。
2:19:14	規制庁秋本ですそれではヒアリング再開します。
2:19:17	都築続いては、1.10 からでいいですかね。はい。
2:19:23	説明お願いします。
2:19:25	北海道電力の藤田です。
2:19:27	それでは技術的能力 1.10 と S A の 53 条をについてご説明させていただきます。
2:19:34	こちらなんですけども先ほどご説明した中央制御室の 1.16。
2:19:40	S A の 59 条の
2:19:44	小松からも先ほど説明した、しましたけどもその重複する箇所を同じように反映しましたという内容になってますんで、
2:19:52	改めてそのコメント回答とかは今回ご説明しません。このような形になりましたというような、ちょっと紹介というような形になります。大戸小松から説明させていただきます
2:20:08	北海道電力小松でございます技能 1.10 ルールについて先ほど夏井からご説明ありました技能 1.16 の反映箇所について比較表を用いましてご説明させていただきます。
2:20:27	資料 12-4、をご覧ください。まず、取りまとめた資料の 1 ページ目になりますが、
2:20:38	先行審査実績等を踏まえ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:20:43	ただ、1ポツのところですけども、まとめ資料を修正した箇所と理由について
2:20:51	ユニハンドラー。
2:20:53	設備から、他に明日、
2:20:58	すいません、ニュアンスの、排気ダンパの開操作について、熱ポンベによる開操作に方針を変更するという記載に変更してございます。
2:21:10	1ページめくっていただいて2ページ目、こちら設備の相違をまとめているところですが、①番、ここにもユニハンドラ装置による遠隔手動操作のことをずらっと記載しておりましたが、こちらが窒素ポンベを使用するというところに記載を変更してございます。
2:21:32	江藤。次の
2:21:34	すいません。
2:21:36	そのまんま行かせていただいて、
2:21:39	具体的な手順については、1点、10-15ページをお願いいたします。
2:21:50	15ページから、
2:21:53	水素排出による原子炉建屋等の損傷防止ということで空気浄化設備による水素排出ということで記載がございしますが、その全交流動力電源が喪失した場合の、
2:22:06	ところに、窒素ガスポンベを使用するという旨を記載してございます。15ページから、
2:22:15	17、18ページまで手順について変更箇所を黄色く表示してございます。
2:22:25	あとはですね概要図、
2:22:28	だったりタイムチャート等、
2:22:33	こちらについても技能1.16同様に修正しておりますが、
2:22:40	概要図は32ページ33ページをご覧ください。
2:22:48	こちらについては先ほど1.16、及び報についてご指摘がありましたが、数点についてもちょっと記載を
2:23:00	わかりやすくしたいと思っております32ページ33ページが概要図です。
2:23:06	その次34ページにタイムチャート用意してございまして、こちらがガスポンベ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:15	2 ユニハンからガスボンベにしましたよといったところの反映をしてございます。
2:23:23	マニュアル排気ダンパの開操作ユニハンドラから窒素ガスボンベによる変更を実施して反映したところについては、ご説明以上になります。
2:23:34	あと戻りまして取りまとめた資料 3 ページ目をお願いいたします。
2:23:44	こちらについても先ほど 1.16 の際にご説明いたしましたが、設備の相違のところ資料歳出室、排気何%、
2:23:55	のエースフェイルオープン設計の話に記載してございます。
2:24:00	添付資料については、
2:24:04	63 ページをお願いいたします。
2:24:14	こちらについても
2:24:17	1.16 同様参考資料といたしまして先ほどご説明した背景段波とごめんなさい、資料歳出背景隔離ダンパと、ブラボー何や佐伯難波の設置場所ということで参考資料を、
2:24:31	同様に反映してございます。
2:24:34	技能 1.10、説明は以上となります。
2:24:47	規制庁秋本です。それでは、手順関係で、
2:24:52	何か質問コメントありますでしょうか。
2:25:15	規制庁アキモトです。一応ボンベに変えた。
2:25:21	としても、
2:25:23	人数だとか所要時間は変更はなくてっていいですかね。
2:25:32	北海道電力小松でございます
2:25:35	1.10 の 61、ごめんなさい。
2:25:42	2010 の 59 ページをお願いいたします。
2:25:47	こちらの方に明日空気浄化設備使用のための窒素供給操作ということで、今までユニハン
2:25:55	と合わせて記載してたんですが、必要要員二名等操作時間の想定は 20 分、ここについては変更ございません。
2:26:05	操作時間の実績については 17 分と記載してたのを、イメージで実績を積んだ場合 15 分にできるということでここについては変更してございます。以上です。
2:28:54	規制庁アキモトです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:56	とりあえず
2:28:58	と 1.10、特段、
2:29:02	ないので、
2:29:06	あとは、まずちょっと細かい点はまた事実確認は、確認した上で何かあれば、
2:29:14	またヒアリングってことになるかもしれないですけど。はい。とりあえずこれでは理解しました。はい。それでは続いて、
2:29:23	53 条側の説明をお願いします。
2:29:27	はい。北海道電力のイチタニです。53 条も同様に、展開しましたという部分を説明させていただきます。そういう位置付けでございますので今日の資料の中に、
2:29:41	12-3 と 12-6 っていう補足説明資料と、その日書きをアットンですが、それは明日補足説明資料一式ご説明する中で、
2:29:52	触れさせていただくということで、今日のところは中央 59 条からの展開の部分のみご説明させていただきます。
2:30:01	それでは、比較表を 12-5 の比較を見て参ります。取りまとめた資料の
2:30:11	3 ページ目。
2:30:13	こちらに貼ってあった系統図を、アニュラス排気ダンパー側にも、お盆ベック供給ができるものに張りかえて記載の中身もですね、
2:30:24	アニュラ数の
2:30:26	全量排気弁と、排気ダンパーの両方を空気で動かすという形に書き換えてございます。
2:30:34	そして、
2:30:37	少し飛びまして、53 の 4 ページ目。
2:30:41	黄色くなってる箇所ございますけれども、59 条で見直した表現とを同じくしてございます。
2:30:50	アニュラス
2:30:52	BK アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパにはボンベより吸気供給するという形で、また電源系の話もですね、所内常設蓄電式直流電源設備から、
2:31:06	給電できるという部分を盛り込んでございます。
2:31:12	あとは、53 の、12 ページなんかはここ容量のところなんですけれども、ボンベの容量、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:31:21	もともとはアニュラス全量排気弁に対して供給するのに十分としてたところを、そのアニュラス空気浄化設備の弁及びダンパー、
2:31:31	に供給すると、同じように操作性なんかも、両方ですよというように、
2:31:37	記載を見直してございます。
2:31:40	あと最後、系統図。
2:31:43	先ほど取りまとめた資料で触れたのと同じですけども53の22ページ、23ページの系統図は、
2:31:53	ボンベからの供給ができるものに、入れ替えてございます。59条を御説明以上になります。
2:32:02	53条以上になります。
2:33:08	規制庁脇本ですそれでは確認に入りたいと思います。
2:33:12	何か規制庁側からありますでしょうか。
2:33:21	規制庁平本です。
2:33:26	藤さっきのダンパーへの
2:33:29	供給を、
2:33:32	電磁弁の排気ポートにつなぐと。
2:33:34	いう件ですけども、
2:33:36	これをやる等、あの辺は、
2:33:40	志間なくなっちゃうわけですけども、
2:33:44	全量排気弁の方は、
2:33:47	電磁弁の上流に繋いでるから、
2:33:51	こっちは調整したら開閉できる。
2:33:54	と思うんですけどね。
2:33:56	そういう違いがあるんですけどそれは特に問題、運用上、特に問題はないんでしょうか。
2:34:07	北海道電力夏井でございます。重大事項時においては、アニュラス空気浄化ファンは、止めることなく、起動した後は、そのまま運転を継続して、
2:34:18	アニュラス部の水素排出、空気中の放射能濃度の低下。
2:34:23	についてしますので、停止してダンパを閉止する必要もなく、そのまま開のまままで問題ございません。
2:34:34	以上です。
2:34:53	規制庁平本ですもう一つ同じ弁についてですけども、
2:34:58	その時もしも、中央制御室カラー

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:02	電磁弁のね。
2:35:04	操作というか、そもそものダンパの操作を、
2:35:08	手動でしてしまった場合、
2:35:10	特に問題ないんでしょうか。
2:35:16	北海道電力夏井でございます。アニュラス排気断た。
2:35:23	につきましては、無励磁状態でNⅡ加圧をすることによって段波が書いてあると。で、励磁状態にした場合については、電磁弁がI A供給側、石油空気の供給側と電磁弁、ダンパのシリンダーこちらが、
2:35:42	IⅠとなって、ダンパに封入されたNⅡが水浴系統側に、
2:35:47	逃げ込むといえますか抜けていきますので何平米となってしまいます。
2:35:55	こちらを防止するために、アニュラス空気浄化ファン起動前には、当該電磁、当該不
2:36:02	ダンパの操作機を閉ポジションにしまして、ダンパが励磁しないようにすることで考えてございます。以上です。
2:36:17	ちょっと聞いて平本です。わかりました。説明されたようなことは、何か
2:36:24	兵
2:36:25	書かれてるんでしょうか。
2:36:28	北海道電力、夏井でございます。大変申し訳ございません。手順の方にはその漱石を閉とするところまでは記載してございません。以上です。
2:36:42	規制庁平本です。私からの質問は以上です。
2:37:56	規制庁アキモトですそれでは、ちなみにこれは、
2:38:01	今他の条文でも、
2:38:04	話に上がってる建屋の話は別に、
2:38:10	関係ないっていうことでいいんですたっけ。
2:38:15	北海道電力、イチタニです。今日の午前中にも、
2:38:22	話題になりましたので、
2:38:26	この序文単体で考えれば、
2:38:31	何でしょう、格納容器と、
2:38:33	その周辺補機等を明確に区別しなければならないものはなかったかと思っております。ただし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:44	条文によっていろいろな書き方があるのは好ましくありませんので、その全体としてきっちり整理した上で反映すべき。
2:38:53	部分があれば、反映したいと。
2:38:57	考えております。
2:39:16	規制庁アキモトです。わかりました。規制庁側からその他何かありますでしょうか。
2:39:57	規制庁アキモトですいません 50 比較表の 53 の 19 ページで、
2:40:05	減容する設備は以下の通りで、
2:40:10	これワー
2:40:15	あれ。
2:40:18	せ中に、
2:40:21	53 条側に書いてあるけど、兼用する設備としては 53 条のものも書くってことでよかったんですけど。
2:46:09	えっと、
2:46:24	北海道電力のイチタニです。
2:46:27	兼用設備の部分に、自分自身のタイトルを入れるかどうかは条文によってちょっとばらついている部分確認いたしましたので、当社としての考え方を整理して整理、
2:46:43	そして整えますというか修正反映いたします。
2:49:01	規制庁アキモトです。阿藤。
2:49:04	今ちょっとサラッと見てて、
2:49:07	53 の 20 ページで、
2:49:13	(3) の廃棄等なんですけど、
2:49:16	これは別にあれなんですか。標高は T P とかいらなかったりするんですか。いらなくていいって感じですか。
2:49:25	北海道北海道電力のイチタニです。標高自体は右欄に、既設置許可申請書の記載の相違と、ありますように、
2:49:36	泊の既設置許可申請書に標高約 83 メートルという記載があるもの ですから今
2:49:45	書いていると。
2:49:46	というのが実態でございます。
2:49:53	T P P。
2:49:55	今回を機に全部 T P 入れるっていう、
2:50:00	ことにするかどうか。
2:50:56	もう一つ一つ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:25	規制庁アキモトです。
2:57:29	それでは、
2:57:32	53 条側特になれば、
2:57:37	次は、
2:57:39	有効性評価でいいですかね。はい。で、堰外があるんですかね。5 分間休憩をしたいと思います。
2:57:49	はい、じゃあ 5 分休憩します。
2:57:57	規制庁秋本です。続いて、有効性評価の、想定事故 12 から始めたいと思います。では説明をお願いします。
2:58:11	はい。北海道電力の青木です。それは資料 11 でのパワーポイントの方から先に説明させていただきたいと思います。
2:58:19	表紙なんですけれども、ちょっと我々の整理として K K 67 がちょっとまだ
2:58:26	資料上完了してないという位置付けになっておりまして、ちょっと表紙の方にだけ、ちょっと K K 67、入れさせていただいております。
2:58:34	1 ページですけれども、1 ページは特段変更なくて、2 ページ目。
2:58:40	ですね、2 ページ目のところ、黄色マーカーしておりますけれども、検索医療検査ピットということでちょっと抜けてましたので、修正しております。
2:58:49	5 番、
2:58:50	の、
2:58:51	はい修正については以上になりまして 6 番の方はフルヤの方からお願いします。
2:58:55	はい。北海道電力古谷でございます 3 ページ目から 6 番のとして問いへの回答でございまして修正箇所だけ、
2:59:05	ちょっとご説明します 3 ページは
2:59:08	二つ目の丸で使用済み燃料ピット水と水を入れております。4 ページ目ですけれども、
2:59:17	左側の修正前の審査会合、2 月 28 日の審査会合資料のところなんですけれども、
2:59:27	④と記載しております、※1 の四角を入れております。これが丹水源の主要可否確認ということで修正前の、
2:59:39	タイムチャートでは、
2:59:42	スタン制限の使用可否を確認してから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:45	ホースのF、可搬型大型送水ポンプ車のホースの敷設をするというところで、
2:59:53	それを追記してございます。下の④というのは下のオレンジ四角の中の変更後の運用というところの記載、記載の④番と、
3:00:08	ひもづけしてございまして、④番の方にも、
3:00:12	当間海を優先して使用する手順とすることで、単水源の消火器の確認、スイエンセンターにかかる時間のロスを減らして時間短縮しますということを、
3:00:22	説明できるように修正してございます。あと修繕前の方に、①番とかあと⑤番とか紐づけをしまして、
3:00:34	下の変更後の運用、
3:00:36	等説明がリンクちゃんとつけれるように付番をしてございます。
3:00:43	右側の方の方は、記載の適正化ですだけでするので、説明を割愛します。
3:00:51	修正前修正後の下のところに、
3:00:55	上記のタイムチャートは、100度ん使用済み燃料ピット生100度に到達する時間が短い想定時、
3:01:16	はい。
3:01:22	想定事故2を示すということで代表的に想定事故2のタイムチャートを示していることを記載してございます。
3:01:31	と変更後、
3:01:40	変更後の運用の⑤番のところは、すみません誤記がありまして、6名から三名というふうに記載してたんですけどそこは後、誤記訂正で斜めから3名が正しいのでそれを修正してございます。
3:01:54	5ページ目。
3:02:01	5ページ目をお願いいたします。5ページ目については、他社さんとの時間余裕の比較ができるように表を追加、
3:02:12	しております。
3:02:14	修正箇所については以上です。
3:02:28	はい。青木ですけども7番に関しては修正箇所特段ございません。続いて10ページ。
3:02:35	お願いします。
3:02:38	10ページの8番ですけれども、深野、海藤野中のところに具体的な負荷を記載、追記しております。また下の部分には燃料タンクの設置位置ということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:02:49	はい、アノつ記載してるのと右側にはタンクの概要図ということで、地下の埋設タンクをタンクローリーで組むということで、追記しております。
3:03:00	11 ページは修正前後ですけども前回の説明の時には燃費の計算がまだ確定していなかった関係もありまして数字暫定でしたけども今回修正したもので記載しております。
3:03:13	はい、パワーポイントの説明については以上となります。
3:03:22	規制庁からちょっとコメントではないというわけではないですけど表Cが一
3:03:29	黄色ハッチング同柏崎炉及び7号炉刈羽うんなんかになっちゃってるんで、
3:03:36	あれは大丈夫すか。
3:03:38	あと、4 ページ目が、
3:03:43	右、左上か、分母が多分3分の2だけ4分の2なのかなと。
3:03:54	北海道電力でございます。大変申し訳ございません。衛藤。4 ページ目、4分の2が正しく、
3:04:02	修正させていただきます。申し訳ございません。はい。以上ございましてあと5 ページ目、ちょっとこれもこのコメントじゃないんですけど高浜 1234 と大飯の 34 の、
3:04:14	準備の完了時間がちょっと、私が多分道見見てるが違うのかもしれないんですけど、
3:04:22	もう1回ちょっと確認をいただきたいなと思います。
3:04:26	はい。青木です。高浜 1234 大井に関しましては最新の申請書ではちょっと値が変わっておりまして現在示しております比較表のまとめ資料とはちょっと数字が異なっておりますがこちらが最新であるということを確認しております。
3:04:42	石塚です。了解しました。はい。私からは以上です。
3:04:49	規制庁秋本ですちなみに今の5 ページの、これの並びの順番って何か、
3:04:55	あれですかね。年代とかそういう順番ですか。
3:05:00	なんか、
3:05:05	はい、青井です特段、ポリシーはないんですけども左から関連プランと給電プラント4電、北電という形に並べて、
3:05:16	そうですかね。関連の中ではⅢⅣ。
3:05:21	9 年中の結び効果という形で記載しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:07:22	規制庁アキモトにその他パワポ何かありますか。よろしければまとめ資料の方お願いします。
3:07:31	はい。アオキですけれども資料5-3のヒアリングコメント回答リストと、この2の、
3:07:39	比較表を用いて説明させていただきたいと思います。
3:07:44	資料5-3のヒアリングコメント回答リストですけれども、6分の
3:07:51	6ページ、一番最後のページに3件、
3:07:54	あります。
3:07:57	ナンバー25ですけれども、こちら今お話ありましたところですね、先行PWRの評価結果とパワーポイントのところに表を追加しております。
3:08:08	ナンバー26も同様にパワーポイントの方に、燃料タンクS Aの設置位置、
3:08:14	資料として追加しております。
3:08:17	ナンバー27ですけれども、女川のまたは流量調整の記載の反映要否を検討することということで回答概要のところですが、泊でも流量調整を行うことから、女川通りの記載に見直しましたということで想定事故2、
3:08:30	あわせて技能の方も直しておりますけれども、修正しております具体的な
3:08:34	修正箇所ですけれども、資料5-2の比較表の
3:08:41	4ページをお願いします。
3:08:50	はい。4ページの泊3号炉のランドは上から10行目あたりに、または流量調整ってことで黄色マーカーで今回追加して、女川と同様の記載に見直しております。
3:09:02	はい。ヒアリングコメント回答は以上なんですけど残り、他にまとめてちょっと直してる部分ありますので簡単に説明させていただきますと、比較表ですね、資料5-2の比較表の
3:09:13	18ページ。
3:09:17	ですけれどもこちら
3:09:19	先ほどパワーポイントの説明の中に燃料の記載を修正しております。
3:09:25	続いて、添付資料に移りますけれども、7.3. 1.2-2ページをお願いします。
3:09:38	はい添付書2番の2ページになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:09:42	黄色マーカーで※1ということで、振ってるんですけども、A B使用済み燃料ピットこの二つのピット分かれている考え方を説明し、
3:09:52	しなさいということで、
3:09:54	想定事故2の平子名なんですけども、こちらの方に反映してますのでここで説明させていただきます。
3:09:59	コミュニティってことで使用済み燃料ラックの耐震性を確保するためにピットと二つに分割しているということで、
3:10:06	耐震の関係上、一つの大きなものっていうのはちょっと難しく、このように二つに分割しているということで、Bのピットに分かれております。
3:10:16	続きまして、
3:10:21	添付資料の7.3. 1.5。
3:10:25	5番の添付資料お願いしますー1ページですね。
3:10:34	燃料評価のところなんですけども、黄色マーカーの部分、見直しております。年もともと時系列のところ、
3:10:43	事象発生町から7日間ではないものもあったんですけどもすべて、事象発生町から7日間ということで保守的な評価に見直しているところとDG、各
3:10:53	機器のところには台数を記載すると、括弧書きでどの負荷で燃料消費を計算したのかというものを記載し、して、
3:11:02	するという形でこの形で他の
3:11:04	事故シーケンスの方の添付書の方も修正していきたいというふうに思っております。
3:11:09	はい。説明については、想定事故1については以上となります。あと、資料5-4の方では、記載適正化箇所リストということで細かいところ、修正しており、
3:11:19	してリスト化しております説明については以上となります。
3:11:35	はい。アオキず想定引き続き想定事故2の方も説明させていただきますこちらは資料6の、
3:11:41	3、
3:11:42	の、ヒアリングコメント回答リストと6-2の比較表になるんですけども、
3:11:49	先ほどご説明した通りですね、6-3のヒアリングコメント回答リストで言いますと、ナンバー5。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:11:55	になっておりまして、
3:11:57	最新の審査実績に比べて止まると不特徴的な以下の事項ということで、上二つ、一番上ですかね、一つ目のポツのところのPWRで使用済み燃料ピットがAとBに置かれてる設計書について確認して説明することということで、先ほど説明した想定事故1の添付書の方に、
3:12:13	ラックの耐震性を確保するために、ピットを二つに分割しているという旨をまとめ紙の方に記載しております。またその下二つ補助給水流量とTRMに関しましては6ポツの基本的考え方の添付の方ですすでに説明済みということで、
3:12:26	になります。
3:12:27	比較表も、先ほど説明いたしましたまた流量調整という部分や燃料、
3:12:35	の関係を、想定事故1と同様に修正しております。
3:12:39	その他の修正箇所については、6の資料6-4の記載適正化箇所リストのほうに記載しております。
3:12:46	はい。説明については以上となります。
3:12:56	規制庁協本です。それでは確認に入りたいと思います想定事項2の方で、
3:13:35	すいません、あれだな。
3:13:38	比較表の6ページで、事故条件のところろうで、
3:13:47	使用済み燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端。
3:13:54	ていうのが書いてあるんですけど、
3:14:03	その直前とかに使用済み燃料ピット冷却系配管の方により水位がレギュ。
3:14:12	使用済み燃料ピット冷却系配管っていうのと、
3:14:17	使用済み燃料ピット水浄化冷却設備、
3:14:23	入口配管っていうのが、
3:14:26	二つあるんですけど、これはどっちな、どういう関係なのかちょっと説明してもらっていいですか。
3:14:32	はい。青木です。
3:14:34	使用済み入戸冷却系配管に関しましては一般的な名称として、使ってるものでして大井とも同様になります。それを具体的に記載したものが、シューズ美音里ピット水浄化冷却設備入口配管ということになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:01	規制庁沖本です。だからあれですね使用済み燃料ピット水浄化冷却設備入口配管っていうのが、
3:15:08	設備名称でですということです。
3:15:15	はい、青木です。おっしゃる通りでございます。
3:17:10	規制庁秋本です操作条件の何ていうんでしょう。
3:17:16	可搬型大型ストック送水ポンプ車による給水の準備開始っていうのは、
3:17:23	どっかに書いてあるでしたっけ。
3:17:29	はい。青木です。修正準備監視に関しましては、手順のところですね、四角表で言いますと2ページ。
3:17:40	うん。
3:17:41	1ページでいいのかな。
3:17:46	2ページの下3、4行が、
3:17:52	補給水系河川これ可搬型大型送水ポンプ車の準備はカッコハンが倒す水ポンプ車の準備は、
3:17:58	梅田さんすみませんなんか前回追加し、すみません、3ページか、3ページの、
3:18:04	等ですね、使用済み燃料ピット注水操作の中の、上から三つ目のパラグラフですね、青字で書いてるところですけども可搬型を送水ポンプ車による設備は、準備は水位低下に伴う異常を認知、
3:18:17	異常の認知を起点として開始するというところで女川に合わせて、
3:18:21	記載を追加したというのを前回ヒアリングの場で説明させていただきます。
3:18:47	規制庁沖本です。
3:18:49	これって、
3:18:51	女川の場合は、異常の認知を起点として、
3:18:57	冷却機能喪失または沖積の喪失を確認し更衣室、
3:19:04	水位低下に盗難異常の認知を起点としてだから、
3:19:11	結局はあれですか。
3:19:13	使用済み燃料ピット水浄化冷却設備入口は
3:19:18	はい。
3:19:20	うん。なんでしょうけど、出口っていう中で、出口配管下端。
3:19:26	入口配管下端。
3:19:29	に達したら、
3:19:31	ていうことでいいんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:34	はい。青木です。ノルマウォーターレベルからですね通常水位から、ある程度何センチかちょっと悪化すればですねもう推定低下警報というのが出てきまして、非常にできますので、その出口配管下端の前に、
3:19:49	非常に認知できるというふうに理解しますが上田さん、発電所の方から何か補足お願いします。
3:19:57	北海道電力梅田です。先ほど沖が申しました通り、この水位低下の異常の認知といいますのは、使用済み燃料ピット水のアノで警報がノルマルをたレベルの-8センチのレベルでございまして、
3:20:12	先ほどの配管の方よりかなり上のレベルで認知して、基準の着手に入ると。
3:20:20	いう手順になっております。
3:20:22	前回同様なご説明少しさせていただきましたけど、女川と比較して、泊の方がですね、条件としては保守的になっていると考えておりますので、
3:20:34	手順としてはアノナガエより保守的な判断で実施しているというふうに考えております。以上となります。
3:20:57	規制庁秋本です。そうすると、これが、
3:21:04	泊をオリジナルというか、
3:21:08	初めてのケースになる感じです。
3:21:11	かね。
3:21:31	北海道電力梅田です。すいません他社の条件、すぐ出てきませんので、
3:21:38	シェーリング中ちょっとお調べできれば、回答したいと思います。以上となります。
3:21:44	規制庁協本ですわかりました。水位低下に伴う異常の認知っていうのが、
3:21:52	あれですねこれ具体的には
3:21:56	定型法、
3:21:58	なんだっていうのってどっかでわかるようになってるんですけど。
3:22:07	北海道電力梅田です。有効性評価上は具体的な数値の記載は、しておりませんが、技術的能力の1.11の方の着手の判断基準を参照していると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:21	いうふうに考えておりましたそちらの方では、当然手順の方で着手の判断基準として、明記しております。以上となります。北海道電力0でございます梅田の申す通りでして1.11の方で、
3:22:37	TP32.58メーター以下、
3:22:40	というのが推定警報なんですけどもそれを、その数値を具体的に、技術的の方、能力の手順着手の判断に記載してございます。
3:22:50	以上です。
3:23:16	規制庁脇本です。
3:23:20	この水位低下に伴う異常の認知を起点として、
3:23:27	女川の場合は冷却機能喪失または沖積の喪失を確認して入っているけど、
3:23:35	当間李の場合は入れる必要がなくて、
3:23:40	水位低下に伴う異常の認知、
3:23:48	水位低下等の異常の認知、
3:23:56	うん。
3:24:17	はい大きいですちょっとフロー図でちょっと簡単に水アオキで説明できるとわかんないけどな。まとめ資料で言いますと21ページ。
3:24:25	ですね。
3:24:26	こちらフルヤて一番上のところに冷却系配管を破断してその対推定確認等で※1、これがアノて警報を示しまして推定警報TP32.58ということでノルマルが32866に対して8センチというか、これですいう低下を、
3:24:42	確認してもうすぐ準備に入ると。ただこの準備っていうのはこのフロー図に出てこないんですけども、準備会社はですね。
3:24:48	ただここでもう準備開始、可搬型の方は準備に入りまして、
3:24:53	最終的にそれ様々な手順を、注水をやるんですけど失敗して、下から三つ目のハッチングしてるところで、可搬型、
3:25:03	発送水ポンプ車による注水をやるというようなフロー図になると。
3:25:07	ということで梅田さんどうでしょう。
3:25:12	ガイド電力梅田です。青木の申した通りでして、可搬型大型送水ポンプ車の準備に時間を要しますので、水位低下で警報で認知した後、速やかに準備の方は開始すると。
3:25:26	その準備してる間に、他の注水の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:29	手段もございますので、そちらの方を着手を続けて、そちらが成功しない場合は、準備を進めております可搬型大型送水ポンプ車による注水を行うと。
3:25:40	そういった手順となっております。以上となります。
3:25:50	規制庁脇本ですツアーの手順着手の判断基準が、
3:25:55	有効性評価でも読めるようになってるってことで理解しました。
3:26:01	はい。それでは、
3:26:03	その他何かありますでしょうか。
3:26:08	北海道電力梅田です。すいません先ほど
3:26:13	ご質問ありました、水系警報、先行他社で、同じような例がないかというのを、関連プラントをちょっと調べまして、大飯と高浜は泊と同じ
3:26:25	推定警報で、手順を着手するということは確認いたしました。以上となります。
3:26:38	青木です。梅田さん今の部分って比較表とかで言うところどこで読めたりすんすかね、文章で目止めるとかタイムチャートフロー図見るとかあると思うんですけども、
3:26:51	まず北海道電力梅田です。す。今技能側の方の資料で確認しまして、有効性評価側では泊と同様に8期アノ推定警報という記載は確認できませんでした。以上となります。
3:31:00	なければ、
3:31:01	規制庁アキモトですでは所想定事故2は以上で、
3:31:09	っす。
3:31:10	とは何かあるんすよ。
3:31:13	どちらから行きましょうか、格納容器バイパスからでいいですか。はい。
3:31:18	説明をお願いします。
3:31:36	はい。青木です。続きましてバイパスし格納容器バイパスの方の説明をさせていただきますこちらまず初めパワーポイントの方を説明させていただきたいんですけども資料4-5。
3:31:47	をお願いいたします。はい。資料4-5がハイパーポイントして前回のご説明した箇所からの変更箇所を中心に説明させていただきます。1ページ目、お願いします。
3:32:00	こちらですけども、回答のところの丸二つの方で、ゴシックによる解析を行うことになった経緯を簡単に記載しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:32:12	続きまして、
3:32:14	2 ページ目をお願いします。
3:32:18	2 ページ目は 2 と 2 と 3 の図、図と表 1 ページなんすけど分割して大きくしたということですね。3 ページ目ですけども、
3:32:26	評価モデルのがいいねんずということでこちら修正しております。上の部分ですけども、凡例のところ、
3:32:35	扉、機器ハッチからあり、これらが右に、9、
3:32:41	ニョローと引きまして、隙間や開口からの流入を考慮する経路と、蒸気が入り出す経路はここら扉、機器ハッチガラリになると。
3:32:51	下の二つ、気密扉ドレン目皿、これに関しては、
3:32:55	隙間や開口からの流入を考慮しない経路ということで明確にわかるように追記してます。
3:33:01	また※2234、1、1 はもともと、一応もともと電車の図の下の方にドレンラインということで、※1、
3:33:11	これはモデル化を実施しないと、※2 の扉ですけども、こちらは閉止されている扉の隙間から上級は入り出す、※3 の班に機器搬入ハッチに関しましてはハッチの隙間から蒸気が入り出す。
3:33:26	で、※4。
3:33:28	気密扉ですけどもこちらは機密であるため状況を定義しないということで明確にわかるように、図の方修正しております。
3:33:36	続きまして、4 ページ。
3:33:39	カナダ地域の 3 番で被ばくの方ですね、こちらは 4 ページの方は数字を前回暫定値でしたので、先ほど説明しました、指摘の 12 番の方のゴシック解析したもの。
3:33:53	条件で、被ばく評価をやり直しましてこの数字に、
3:33:56	なっているということで流入蒸気による影響、下から 3 行目の約 2.8mSv の増加にとどまっていると。
3:34:04	ということでございます。
3:34:06	5 ページ目も同様に、数字、
3:34:09	いや、表の記載を適正化しておりますが
3:34:14	回答の趣旨に関しては変更ございません。
3:34:17	はい。
3:34:17	パワーポイントの説明については以上となります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:34:39	はい。続きましてヒアリングコメント回答リストと比較表を用いて、まとめ資料を修正した箇所について説明させていただきます。資料4-3のヒアリングコメント回答リストと、
3:34:50	資料4-2の比較表をお願いします。
3:34:54	4-3のヒアリングコメント回答リストですけれどもこちら4分の、4ページ。
3:35:01	最後のページになりますけれども、ナンバー21、
3:35:05	のところが充填ポンプある物質からの流路について閉止扉等の扱いについてまとめ資料に反映し説明することということで先ほどのパワーポイントの方でも説明しました判例。
3:35:16	において、扱いについて記載を追記しております。
3:35:20	また、ナンバー22に関しましては、後日回答ということで別途ご説明させていただきたいと思っております。
3:35:27	ナンバー23ですけれどもこちらにも充填ポンプバルブ室等で何、何野呂漏えいを想定してるか説明することということでこちらですけれども、比較表。
3:35:38	の、じゅ7.1. 8. 19。
3:35:42	一番最後の添付資料の、15ページをお願いします。
3:35:57	添付書の19番の15ページになります。
3:36:07	はい下の表ですけれども表1ということで漏えい対象設備の設置場所ということで表の形で整理しました。
3:36:15	今回、充填ポンプバルブで言いますと、表の中の一番上の行ですね、のところにプロセス弁ということで、3R1の100、
3:36:25	これが充填ポンプALPSへの漏えいを想定する対象になると、その他についても、
3:36:33	16ページ以降の図で、赤丸で示します漏えいする機器ということで、その漏えいするその具体的な漏えいする機器を、この表の表1の形で、
3:36:43	示して明確化しております。
3:36:48	はい。ヒアリングコメント回答リスト。
3:36:51	等のご説明については以上でしてその他まとめ資料でちょっと修正したところです。主なところですが同じ添付資料の中で、
3:37:00	言いますと有馬の文化、今の部分で言いますと、15ページの図に上の図にですけれども、原子炉建屋、右側にあります原子炉建屋で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:11	漏えいする機器がちょっとわかりにくかったところで弁等々で弁等から吹く
3:37:16	エイズ図を、
3:37:19	追加しております。
3:37:22	続きまして、
3:37:25	21 ページ。
3:37:28	ですけれども、
3:37:30	21 ページの図 1 の中で
3:37:34	左下に※1、安全補機室外区画ってことで、記載だったんですけど※1がないということでしたがツインパワー装置のところですね、図の中の右上にありますツインパワー装置のところに、※1 ちょっと抜けてましたので※1 を追加しております。
3:37:50	また、35 ページ。
3:37:54	ですけれども、こちら先ほどのパワーポイントと同様の図、評価モデルの概念図、こちらのまとめの方にも反映しております。
3:38:04	38 ページ。
3:38:07	からが
3:38:08	前回暫定の解析結果でしたけども今回の正式な解析結果ということで、グラフを張りかえております。ツインパワー弁操作場所に関しては、初期値 40 度に対して 45 度、
3:38:20	ということでこの程度の上昇にとどまるということで十分操作可能というふうに考えております。
3:38:26	はい。説明については以上となります。
3:38:31	規制庁秋本です。それでは確認に入ります。規制庁側から何かありますでしょうか。
3:38:42	金城先生パワーポイントの最後のページで、ちょっと中身の話じゃなくて恐縮なんですけど、
3:38:50	この点々点々でハッチングして上に文字を書いているのが結構読みにくいので、
3:38:57	何か小数点とか T P の点とか、なんかもう後、結構、
3:39:02	溶け込んでるの、
3:39:04	工夫できないかなと。
3:39:06	お願いしたいんですけど。
3:39:08	はい。青木です。おっしゃることも最もだと思いますので、記載についてはちょっとグラフ、ずつですなちょっと見直したいとい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うふうに思います。規制庁委員よろしく申し上げます。私から以上です。
3:39:26	規制庁秋本ですちょっと、
3:39:29	さっきの
3:39:31	出していただいた 15、19 の添付の 19-15 ページ。
3:39:38	確認なんですけど、
3:39:42	充填ポンプバルブ室の中間床のところは、
3:39:48	プロセス弁。
3:39:50	ですっていうのは、
3:39:52	熱状況系。
3:39:54	の、
3:39:55	プロセス編っていいことですか。
3:40:00	はい。青木です。おっしゃる通りでして 4 章系のプロセス弁になります。
3:40:08	規制庁秋本です。わかりましたそれで。
3:40:13	植野。
3:40:14	概要図だと、弁当ってなっているんですけど、
3:40:19	これは、
3:40:21	プロセス弁。
3:40:25	だけ。
3:40:26	ていう。
3:40:27	ことになるんですか。
3:40:31	はい、大木です。
3:40:33	おっしゃる通り、
3:40:37	弁。
3:40:38	だけなので等が不要のようにもちょっと、
3:40:41	改めて考えると思うんですけども、本店の方から何か補足。
3:40:46	本店やサイドの方からありますか。
3:40:50	北海道電力の佐藤です。
3:40:53	よろしいでしょうか。
3:40:55	はいお願いします。
3:40:57	藤。はい、おっしゃる通り、こちらの方は弁等々を記載しておりますが、改めて考えますと弁一つしかないので記載のほうを修正するよう検討したいと思います。
3:41:21	岡崎シバタさんの計器も含めてございますんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:41:26	雄踏、
3:41:28	TP2.8であれば、
3:41:34	充填ポンプ数は確かにバルブしかないので、確かに、
3:42:33	規制庁アキモトですずーと表との整合数は取っていただいた方がいいのかなというところですかねそれで、
3:42:45	表一位のところで確認したいんですけど。
3:42:50	漏えい面積が、
3:42:52	うんち
3:42:54	これ、括弧で書いてある方がー。
3:42:57	有効性評価における解析条件で、
3:43:02	外に出ている例、漏えい面積っていうのは、どう、どういう関係になるんすか
3:43:09	TP2.8Gで冷却器、
3:43:13	冷却器でいいんですけど、
3:43:15	どういうことになるのかちょっとよくわかんなくて、
3:43:20	はい本店の方から回答お願いします。
3:43:31	はい。北海道電力の佐藤ですこちらの方なんですけれども、7点、添付資料の7.1. 8-4のところと同じ記載になっているんですけどもう一度ちょっと記載のほう確認して、回答したいと。
3:43:46	思います。申し訳ございません。
3:45:02	規制庁秋元ですこの表の見方が理解できました0.39をいう、今回の評価では使ってるっていう理解だと思うので、下の方だと、
3:45:17	本当はゼロだけど、0.05にして漏らし漏らしてるっていう形。
3:45:23	漏れてるっていう想定にしてるってことでは、わかりました。
3:45:34	規制庁から今の表で、
3:45:38	上の二つIIの元ですか3有木阿久津さんは1058って書いてあって、
3:45:45	江藤比較表の5ページの図だと、3V-がRHになってると思うんですけど、
3:45:54	ここは下がるHでいいんでしょうか。ちょっとあの比較表だったら見にくいんですけど。
3:46:04	はい。青木です。おっしゃる通り一般的に我々多分弁に対して3Vってつけるのが正しいような気がしますのでちょっと改めては確認させてください。
3:46:14	町長先生、お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:46:56	規制庁秋本です。あともう1個なんですけど、殊、添付の19-12ページで、
3:47:03	確認だけというか、
3:47:06	わかってないだけなんですけど、
3:47:08	漏えい、真ん中ぐらいに漏洩量積分時について事象発生7時間後までを確認するなんですけど、これ何.7時間で、
3:47:23	はい。大木です。サイトウの方から、
3:47:29	すでに説明していただいたような気もしますけどお願いします。
3:47:39	はい。北海道電力の山田鎌田です。こちらは以前、ご質問ありまして歳入で説明させていただいたんですけども、
3:47:46	こちらの7時間ってのは大分横並びの観点が多い令和、7時間まで評価しますので
3:47:54	横並びの観点で7時間まで一応出しておるってことで、
3:47:59	評価として積分値として出しております。ただ実際としては、
3:48:04	事象の60分後にはその審判で閉止して、漏えいというのが止まりますので、
3:48:11	実際
3:48:13	考慮すべき値としてはその60分、この時点の課題だと0となる、いうふうなことでよろしいかと思えます。以上です。規制庁秋元です。わかりました。
3:48:24	あとですねちょっと体裁だけなるんですけど本体側というか、何でしたっけ。
3:48:33	資料4-1の方の、
3:48:38	添付718019-65ですね。
3:48:45	ちょっと若干コピー。
3:48:47	何だろうコピーして、ちょっとにじんでるのが、
3:48:53	どうにもならない感じ。
3:48:56	表ですね。
3:48:58	これにじんでるのはもうちょっとどうしようもない感じですか。
3:49:03	はい。青木です。
3:49:05	もうちょっと繊細にできると思いますので、
3:49:09	配申し上げません資料ちょっと修正させてください。
3:49:39	規制庁アキモトですそしたらバイパス、格納容器バイパスは以上でT-C時の、
3:49:47	%報の説明ですかねお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:49:52	はい大城です。資料 10 の停止時のパワーポイントをお願いします。
3:49:59	こちらですけども、パワーポイント、修正箇所が 6 ページ。
3:50:04	になります。
3:50:10	前回まで条件設定の考え方 72 時間のところですけども水木甲斐氏としておりましたが
3:50:18	考え方を、大飯 34 号炉先行 PWR に合わせまして、記載を修正しております。
3:50:25	勘定開始と完了だけではなくてすべて大いに合わせるということで、
3:50:30	はい黄色マーカーの部分、修正しております。
3:50:33	崩壊熱除去機能喪失が、この表ですけど他の停止時、SBO、20 ページや冷却材流出も全く同じですので、
3:50:46	ハイドのように、表の方、修正した上で右上の四角枠のところは多い 34 号炉と、条件設定の考え方は同様という形で、
3:50:56	審査会合資料というふうにさせていただきたいと思います。
3:50:59	説明については以上となります。
3:51:27	規制庁秋元です。ではじゃあ、何かパフォありますでしょうか。
3:51:34	はい、では、
3:51:36	特になければ、
3:51:39	以上にしたいと思いますが、何かここ。
3:51:42	移動電力からは何かありますか。
3:51:46	はい。特にございません。
3:53:00	規制庁秋本ですそれでは特にその他なければ、以上にしたいと思いますそれではじゃ、本日のヒアリングお疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。